

第4期廿日市市協働による まちづくり推進計画（案）

（令和8年度～令和12年度）

令和7年12月



※デザイン及びレイアウトは変更予定です。

目次

第1章 第4期協働によるまちづくり推進計画の概要	1
1 計画の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画の期間.....	1
4 計画の体系.....	2
5 実効性の確保.....	3
第2章 協働によるまちづくりの基本原則等について	4
第3章 協働によるまちづくりを推進する仕組みと取組方針 ..	7
(1) 特性を生かしたまちづくり.....	8
(2) 情報発信による信頼関係づくり.....	10
(3) 人づくり.....	12
(4) 評価及び支援.....	16
参考事例編	18
資料編	22

協働とは

「協働によるまちづくり」とは、市民、まちづくり活動団体、事業者、行政など、多様な主体がつながり、信頼関係を築き、共通する目的に向かって、対等な立場で協力しながらまちづくりを進めることをいいます。それぞれが得意なことを生かし、役割分担しながら取り組むことで、より効果的にまちづくりを進めることができます。



第1章 第4期協働によるまちづくり推進計画の概要

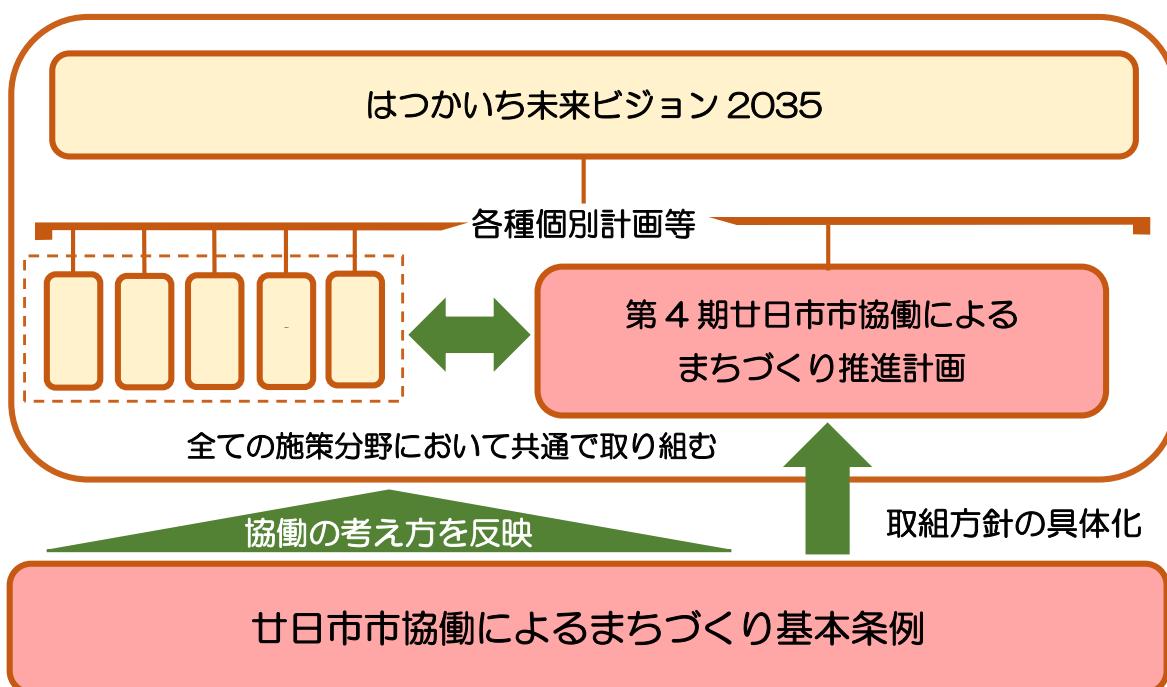
1 計画の趣旨

本市では、平成24（2012）年3月に制定した「廿日市市協働によるまちづくり基本条例」に基づき「廿日市市協働によるまちづくり推進計画」を策定し、さまざまな人や組織と力を合わせることで、より大きな成果を挙げる「協働型」の取組を通じて、めざすまちの姿（新しいつながり、より深いつながりを育み、市民同士、市民と行政が一体となって「はつかいちが好き！」と言えるまち）の実現に取り組んできました。

この「第4期廿日市市協働によるまちづくり推進計画」では、これまで本市が実践してきた協働によるまちづくりの取組を継承・発展させるとともに、私たちが直面している新たな社会情勢の実情を踏まえ、市が今後、どの様な方針のもと、その責務を果たし、「協働によるまちづくり」を推し進めていくのかを示したものです。

2 計画の位置付け

『はつかいち未来ビジョン2035』では、「協働によるまちづくり」を、まちの将来像の実現に向けて「大切にする考え方」として設定し、全ての施策分野に共通する重要な視点として位置付けています。



3 計画の期間

計画の期間は、はつかいち未来ビジョン2035前期基本計画に合わせ、令和8年度から令和12年度までの5か年とします。

なお、社会情勢や本市の状況の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行う場合があります。

4 計画の体系

本計画は、条例に規定する「協働によるまちづくりを推進する仕組み」ごとに「取組方針」を示し、「協働によるまちづくりの基本原則」のもとに実践することで、条例に掲げる「めざすまちの姿」の実現をめざします。

【体系】

めざすまちの姿	新しいつながり、より深いつながりを育み、市民同士、市民と行政が一体となって「はつかいちが好き！」と言えるまち
めざすまち指標と目標値	※P3 参照

協働によるまちづくりを推進する仕組み	(1)特性を生かしたまちづくり	(2)情報発信による信頼関係づくり	(3)人づくり	(4)評価及び支援
取組方針	<ul style="list-style-type: none">○まちづくりの拠点の体制及び環境整備○円卓会議の推進○ビジネスの手法を取り入れたまちづくり活動の推進	<ul style="list-style-type: none">○受け手の立場に立った情報発信・共有の推進	<ul style="list-style-type: none">○市民相互の学び合いへの支援○子どもや若者の地域への愛着と誇りの醸成○誰もがまちづくりに参加・参与しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none">○適切な評価及び支援
成果指標と目標値	※P9 参照	※P11 参照	※P13, P14, P15 参照	※P17 参照

【協働によるまちづくりの基本原則】※P5 参照

- 1 誰でもまちづくりに取り組むことができます
- 2 互いの自主性を尊重しながら取り組みます
- 3 互いの自立性を尊重し、対等な関係で取り組みます
- 4 それぞれの地域性を大切にして取り組みます
- 5 情報の共有を図りながら取り組みます
- 6 互いに信頼関係を築いて取り組みます
- 7 次代につながる人づくりをしながら取り組みます

5 実効性の確保

「協働によるまちづくり審議会」が主体となり、各年度における「めざすまち指標と目標値（計画全体の成果指標と目標値）」及び協働によるまちづくりを推進する仕組みごとの「成果指標と目標値」の達成状況等をもとに、計画の実施状況等について点検・検証を行い、必要に応じた取組の見直しを行うものとします。

【めざすまち指標と目標値】

めざすまち指標	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
市に自分のまちとしての愛着がある市民の割合 ※まちづくり市民アンケート	76.7%	80.0%
めざすまち指標の考え方		
条例に規定する「協働によるまちづくりを推進する仕組み」ごとに「取組方針」を示し、「協働によるまちづくりの基本原則」のもとに、着実に実践することで、「廿日市市」に自分のまちとしての愛着を持つ市民の割合が高まり、「めざすまちの姿」の実現につながると考えます。		

第2章 協働によるまちづくりの基本原則等について

第2章では、本計画がめざしているまちの姿や使用する用語の意味、大切にすべき考え方など、基本的な事項について、基本条例の条文を用いて説明しています。

前文

私たちが暮らす廿日市市は、海から山に至る豊かな自然、歴史、伝統、文化、産業に恵まれた素晴らしいまちです。

平成の合併により、五つの市町村が一つのまちになったことで、これまで培われてきた地域特性を生かしながら、一つの家族のようなつながりを築く機会を得ることができました。

私たちが、これからもこのまちで安心して安全に暮らすためには、和みがあつてあたたかい笑顔のつながりが欠かせません。また、まちの元気を未来につなげるために、子どもや若者などとともに、市民主体のまちづくりをより一層進めていくことが必要です。

新しいつながり、より深いつながりを育み、市民同士、市民と行政が一体となって「はつかいちが好き！」と言えるまちづくりを進めるため、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廿日市市における協働によるまちづくりに関し、基本的な事項を定めることにより、地域自治を推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例における用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) まちづくり 廿日市市に存する課題の解決を図り、暮らしやすい豊かな地域社会をつくるために行われる公共の利益を増進させる取組をいいます。
- (2) 市民 次に掲げるものをいいます。
 - ア 市内に住所を有する個人
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び団体
 - ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する個人
 - エ 市内の学校に在学する個人
 - オ 市内においてまちづくりに取り組む個人及び団体
- (3) まちづくり活動団体 地縁又は共通の関心に基づくつながりによりまちづくりに取り組む団体をいいます。
- (4) 市 廿日市市の執行機関をいいます。

- (5) 協働 市民、まちづくり活動団体及び市がお互いを理解し、信頼するとともに、自主性を尊重して共通する目的に対し協力することをいいます。
- (6) 市域 廿日市市の区域をいいます。
- (7) 地域 市域において、平成15年合併前における旧市町村及び平成17年合併前における旧町の区域をいいます。
- (8) 地区 おおむね小学校区（大野地域においては、区）を単位とする区域をいいます。

第2章 協働によるまちづくりの基本原則等

（基本原則）

第3条 協働によるまちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 誰でもまちづくりに取り組むことができます。
- (2) 互いの自主性を尊重しながら取り組みます。
- (3) 互いの自立性を尊重し、対等な関係で取り組みます。
- (4) それぞれの地域性を大切にして取り組みます。
- (5) 情報の共有を図りながら取り組みます。
- (6) 互いに信頼関係を築いて取り組みます。
- (7) 次代につながる人づくりをしながら取り組みます。

（市民の役割）

第4条 市民は、自らがまちづくりの担い手であることを認識し、まちづくりに関わるよう努めるものとします。

- 2 市民は、自らが持つ知識、技能等を積極的に生かしてまちづくりに取り組むよう努めるものとします。
- 3 まちづくり活動団体は、市民の参加意思を尊重し、互いのつながりを生かしてまちづくりに取り組むよう努めるものとします。
- 4 第2条第2号イに規定する市民は、地域社会の一員として、企業活動を通じて地域活性化に寄与するよう努めるものとします。

(市の責務)

第5条 市は、協働によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

2 市は、まちづくりの課題、市民の要望等に適切に対応することができるよう、機能的かつ効果的な組織運営を行います。

3 市は、市民及びまちづくり活動団体がまちづくりに積極的に取り組むことができるよう、施設の整備、情報の共有、交流の機会の提供その他の環境の整備を行います。

4 市の職員は、市民全体の奉仕者であるとともに、市民の一員であることを自覚し、まちづくりに積極的に取り組みます。

※第3条第4号から第7号に関連する個別の具体的な仕組みは、第4章各条の規定に関連する取組として位置づけます。

また、第4条では、協働によるまちづくりにおける市民の役割を、第5条では、市及び市の職員の責務を謳っています。

第3章 協働によるまちづくり推進計画

(協働によるまちづくり推進計画)

第6条 市長は、協働によるまちづくりを推進するための計画（以下「推進計画」といいます。）を策定します。

2 市長は、推進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を聴きます。

3 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

※第6条では、市が協働によるまちづくりを、総合的かつ計画的に進めていくための推進計画の策定についてを謳っています。

第3章 協働によるまちづくりを推進する仕組みと取組方針

【第3章の見方】

条例に規定している「協働によるまちづくりを推進する仕組み」について、条文を用いて説明しています。

まちづくり活動団体へのアンケート調査や市民からの意見等を踏まえ、「協働によるまちづくりを推進する仕組み」が適切に機能しているか等について「現状分析」を記載しています。

協働によるまちづくりを推進する仕組み（1）特性を生かしたまちづくり

【条文】

第4章 協働によるまちづくりを推進する仕組み

第1節 特性を生かしたまちづくり

(地区、地域及び市域におけるまちづくり)

第7条 地区、地域及び市域におけるまちづくりは、市民及びまちづくり活動団体が交流し、市と連携を図りながら、それぞれの特性を生かして進められるものとします。

2 地区、地域及び市域におけるまちづくりの拠点は、市民センター、支所（廿日市地域においては、本庁）、市民活動センター等*とします。

(円卓会議)

第8条 円卓会議は、市民、まちづくり活動団体及び市が、まちづくりに関する情報の共有、課題の解決等を図るため、対等な立場で話し合う場とします。

2 市民、まちづくり活動団体及び市は、連携を図りながら、区域の特性を生かしたまちづくりを行うために、必要に応じて円卓会議を開催するものとします。

*地区集会所（大野地域）、総合健康福祉センター

○ 現状分析

現状分析を踏まえ、本計画期間中に特に注力すべき内容等についてを「取組方針」として記載しています。

※取組の主体は市(行政)

○ 取組方針

取組の成果を測るため、「成果指標と目標値」を設定しています。

※成果指標は、単なる実施回数等ではなく、主に「市民及び市職員の意識や行動の変化」を測ることを目的としています。

○ 成果指標と目標値

成果指標	現況値	目標値
成果指標の考え方		

協働によるまちづくりを推進する仕組み（1）特性を生かしたまちづくり

【条文】

第4章 協働によるまちづくりを推進する仕組み

第1節 特性を生かしたまちづくり

（地区、地域及び市域におけるまちづくり）

第7条 地区、地域及び市域におけるまちづくりは、市民及びまちづくり活動団体が交流し、市と連携を図りながら、それぞれの特性を生かして進められるものとします。

2 地区、地域及び市域におけるまちづくりの拠点は、市民センター、支所（廿日市地域においては、本庁）、市民活動センター等※とします。

（円卓会議）

第8条 円卓会議は、市民、まちづくり活動団体及び市が、まちづくりに関する情報の共有、課題の解決等を図るため、対等な立場で話し合う場とします。

2 市民、まちづくり活動団体及び市は、連携を図りながら、区域の特性を生かしたまちづくりを行うために、必要に応じて円卓会議を開催するものとします。

※地区集会所（大野地域）、総合健康福祉センター

○ 現状分析

市民が取り組むまちづくり活動において、多様な主体がつながり連携・協力することで、「活動を通じて地域内での知り合いが増えた」、「協働した相手との新たな活動が生まれた」、「活動の広報がしやすくなり、集客が増えた」など、協働によるさまざまな効果が生まれてきています。

また、まちづくりの拠点については、市が各種事業等を通じてまちづくりに取り組むことはもちろん、市民のまちづくり活動の主な活動場所や相談先としても活用されています。

一方で、市民からは、まちづくりの拠点の運営体制等について、「気軽に、職員に相談できる雰囲気が必要」、「十分な引き継ぎが行われないまま職員が異動すると、一緒に進めてきた活動が停滞してしまうことがある」、「市の職員は、もっと地域とのつながりをもつべき」など、さまざまな課題の声が挙がっており、その改善が求められています。

また、多様な主体がつながり、まちづくりについて話し合う場「円卓会議」については、開催または参加したことがある市民の多くが、その有効性を感じている一方で、まちづくりに関わる市民からは、「もっと多様な主体が話し合う場が必要」、「同じ目的をもった人や団体等とつながりたい」、「収益を得ながらまちづくり活動を進める方法（コミュニティビジネス等）についての情報が欲しい」など、他の主体とのつながりや情報共有の場を求める声が少なくないことから、「円卓会議」についての十分な認知や活用にはつながっていない状況が窺えます。

○ 取組方針

①まちづくりの拠点の体制及び環境整備（ソフト及びハード）

- ・地区や地域、市域のまちづくりの拠点が、より一層連携し、それぞれの拠点が実践したり把握しているまちづくりに関する情報を共有することで、市民の期待や要望に、より適切かつ柔軟に対応できるよう、体制の整備に取り組みます。
- ・まちづくりの拠点について、計画的な改修や修繕等を行うとともに、設備や機能の充実を図っていくことで、より多くの人たちが、積極的かつ安全・安心にまちづくり活動に取り組めるよう、環境の整備に取り組みます。

②円卓会議の推進

※「円卓会議」について、P19に参考事例を掲載しています

- ・さまざまな区域で開催される円卓会議が、より効果的に進められるよう、会議のコーディネートやファシリテート、開催に関する情報発信等、市民のニーズに応じた適切な支援（自主性・自立性を尊重した支援）に取り組みます。
- ・円卓会議の開催を、より効果的に支援することで、その有効性を市民と共有し、更なる実践の広がりにつなげていくため、市の職員一人ひとりが円卓会議への理解や知識を深めるとともに、開催や運営支援に必要な能力やスキルの習得に取り組みます。

③ビジネスの手法を取り入れたまちづくり活動の推進

※「ビジネスの手法を取り入れたまちづくり活動」について、P20に参考事例を掲載しています

市民主体のまちづくり活動を、より効果的かつ持続可能な活動にしていくための一つの手段として、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスなど、無償のボランティア以外の運営方法についての情報収集や提供、相談対応等に取り組みます。

○ 成果指標と目標値

成果指標	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
多様な主体が連携して、地域課題の解決に向けた取組が行われていると思う市民の割合 ※まちづくり市民アンケート	17.7%	30.0%
成果指標の考え方		
①②③の取組方針に沿った事業や取組を実践することで、多様な主体の連携・協力が促され、地域課題の解決に向けた取組が行われていると感じる市民の割合が高まっていくと考えます。		

【条文】

第2節 情報発信による信頼関係づくり

（情報の発信及び共有）

第9条 市民、まちづくり活動団体及び市は、互いの活動を理解し、協働によるまちづくりを推進するため、自らが行う活動に関する情報を発信し、共有するよう努めるものとします。

2 まちづくりに関する情報は、情報を受ける者に配慮し、適切な時期及び方法により発信し、共有されるものとします。

○ 現状分析

市は、発信する情報の内容や情報を伝えたいターゲットに適した媒体（広報紙等の紙媒体やホームページやSNS等のデジタル媒体）を選択し、効果的な情報発信に取り組んでいます。

しかし、市が発信する情報の中には、市民の安全や暮らしなどへの影響が非常に大きいものもあり、発信する時期や方法については、より一層の考慮や配慮が必要とされています。

また、市民主体のまちづくり活動においては、さまざまな情報発信媒体が増えてくる中で、自分たちの活動を知ってもらったり、一緒に活動できる人や連携・協力できる団体等を探したりするための場や、デジタル媒体を効果的に活用し情報発信できる人材やスキルが不足していることを、課題に感じている団体も多い状況です。

○ 取組方針

①受け手の立場に立った情報発信・共有の推進

- 市が行う情報発信については、市民の安全・安心な暮らしを守り、市民と行政が信頼関係を深め、ともに手を取り合いながら「協働によるまちづくり」を推進していくよう、引き続き、受け手の立場に立った適切な時期や方法（紙媒体やデジタル媒体、記載内容、レイアウト等）での発信に取り組みます。

- より多くの人たちが、自らが暮らし、関わる地域のまちづくり活動を知り、理解を深め、興味をもって活動に参加したり、既に活動している人たちが地域を超えてつながり、連携・協力した新たな取組が生まれるよう、進展するデジタル技術の活用について学べる機会の提供や活用の場の運営支援等に取り組みます。

○ 成果指標と目標値

成果指標	現況値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
市公式ホームページの年間ページビュー数	472 万回	500 万回
成果指標の考え方		
<p>①の取組方針に沿った事業や取組を実践することで、庁内全体の情報発信の質の向上につながり、市公式ホームページのページビュー数も増加していくと考えます。</p> <p>※市の情報発信媒体の中で、最も幅広い情報を掲載している市公式ホームページのページビュー数を成果指標として設定している</p>		

成果指標	現況値 (令和 7 年度)	目標値 (令和 12 年度)
一緒に取り組む相手と、十分に情報共有を図りながら進めることができた事業の割合	—	現況値 +25%
成果指標の考え方		
<p>市の全ての部署が、事業を計画・振り返るプロセスで、市民と情報共有を図りながら事業を進めることの大切さについて考え、その後の事業に生かしていくことで、市民と情報共有を図りながら進められる事業の割合が高まり、さらなる協働によるまちづくりの推進につながると考えます。</p> <p>※令和 7 年度事業は、令和 8 年度に自己評価を行うため、令和 7 年度の自己評価結果を基準にし、その割合を 25% 向上させることを目標とする（令和 12 年度の最大値は 100% とする）。</p>		

協働によるまちづくりを推進する仕組み（3）人づくり

【条文】

第3節 人づくり

（まちづくりに関わる人材の育成）

第10条 市民は、市民相互に行う生涯学習又は社会教育を通して、まちづくりに関わる人材を育成するよう努めるものとします。

2 市は、市民による人材の育成に対し、必要な支援を行います。

（子ども、若者等の育成）

第11条 市民による人材の育成及び市による支援は、次代のまちづくりを担う子ども、若者等の世代に対しても行われるよう配慮するものとします。

2 子どもを対象とした人材の育成は、家庭、学校及び地域住民その他の関係者が連携を図ることにより、行われるものとします。

（まちづくりリーダーの育成）

第12条 市民は、まちづくりを通して、その推進役を担う人材を育成するよう努めるものとします。

（人材を見いだす活動）

第13条 市民は、まちづくりに関わる人材を見いだすよう努めるものとします。

○ 現状分析

市民および市は、まちづくりに関わる人材の発掘や育成に取り組んできましたが、人と人とのつながりが希薄化している中、多くのまちづくり活動において、人材不足や世代交代が進まないことが、今後の活動を継続していく上で大きな課題になっています。

市民からは、「もっと、まちづくり活動などについて学べる機会が欲しい」、「未来のまちづくりを担う人材を育てるためには、子どもたちの地域への愛着を育てることが大切」、「誰もが気軽に参加できるまちづくり活動が必要」などの声が挙がっており、幅広い世代の人たちが、新たにまちづくりに興味や関心を持ったり、活動をはじめたりできる場や機会が求められています。

また、既存の活動については、「これまでのやり方が変えられない」、「強制感や負担感がある」、「若い人の自主性を尊重し、応援する姿勢が必要」、「自分たちの活動の魅力をしっかりと伝えていくべき」など、新たな人材の発掘や育成に向けた、既存の運営体制や取組方法の見直しの必要性について、さまざまな声が挙がっています。

○ 取組方針

①市民相互の学び合いへの支援

市民相互の学び合いが、まちづくりへの興味や関心を持つきっかけになったり、そこで得た知識や技能、人と人とのつながり、育まれた人の輪が、その後のまちづくりに生かされるよう、学びの機会と場の提供や活動に関する情報発信、人と人や学びと活動をつなぐコーディネート機能の充実など、必要な支援に取り組みます。

②子どもや若者の地域への愛着と誇りの醸成

学校や地域住民、市の関係課等、多様な主体が連携・協力し、地域全体で子どもや若者の学びや成長を支えていくことで、地域への愛着と誇りを育み、よりよい未来について考え、まちづくりを担っていける人材の育成に取り組みます。

※「子ども」は小学生までを「若者」は中学生から30歳未満までをとらえています。

③誰もがまちづくりに参加・参画しやすい環境づくり

より多くの市民や団体、事業者等が、ゆるやかにつながり、互いの活動の目的を共有し、それぞれの得意なことを生かしながらまちづくりに関われるよう、担い手不足や住民同士のつながりの希薄化等に悩む既存のまちづくり活動団体の、運営体制や取組方法の見直しに向けた伴走支援を行うなど、誰もがまちづくりに参加・参画しやすい環境づくりに取り組みます。

○ 成果指標と目標値

成果指標	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
学んだことを地域や社会に生かした市民の割合 ※まちづくり市民アンケート	8.1%	11.0%
成果指標の考え方		
①の取組方針に沿った事業や取組を実践することで、市民相互の学び合いが促され、学んだことを地域や社会に生かしていける市民の割合が高まっていくと考えます。		

成果指標	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査（文部科学省）	(小) 84.9% (中) 77.7%	(小) 87.5% (中) 80.5%
成果指標の考え方		
<p>②の取組方針に沿った事業や取組を実践することで、児童生徒の地域への理解や愛着が深まり、地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合が高まっていくと考えます。</p>		

成果指標	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
地域主体の活動に参画している市民の割合 ※まちづくり市民アンケート	24.7%	28.5%
成果指標の考え方		
<p>①②③の取組方針に沿った事業や取組を実践することで、まちづくりに関わる人材の育成が促され、地域主体の活動に参画している市民の割合が高まっていくと考えます。</p>		

【条文】

(市の職員の育成)

第14条 市は、協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員を育成します。

○ 現状分析

市は、各種研修や日々の業務を通じて、市民との協働の大切さを学び実感することで、協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員の育成に取り組んでいます。一方で、市民からは、「市の職員が、もっと地域のこと（人、現状、歴史、伝統、文化等）を知ることで、効果的にまちづくりが進められる」、「市の職員同士が連携を強め、地域の情報を共有することで、市民との協働も進んでいく」など、市の職員の、より一層の地域への理解や地域の人たちとの信頼関係の深まりを期待する声が挙げられています。

市は、こうした声をしっかりと受け止め、引き続き、協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員の育成に取り組む必要があります。

○ 取組方針

④協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員の育成

引き続き、各種研修を通じて、職員の協働の理念の啓発やまちづくりの担い手として必要な能力やスキルの習得を図るとともに、職員一人ひとりが、これまで以上に市民とつながりや信頼関係を深めることで、市民のニーズを的確に捉えたまちづくりを進められるよう、より現場での実践を大切にした職員の育成に取り組みます。

○ 成果指標と目標値

成果指標	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
行政が、地域のことを真剣に考えていると思う市民の割合 ※まちづくり市民アンケート	29.1%	35.0%
成果指標の考え方		
④の取組方針に沿った事業や取組を実践することで、協働によるまちづくりにふさわしい職員の育成が促され、行政が、地域のことを真剣に考えていると思う市民の割合が高まっていくと考えます。		

協働によるまちづくりを推進する仕組み (4) 評価及び支援

【条文】

第4節 評価及び支援

(活動の評価)

第15条 市民及びまちづくり活動団体は、その行う活動を顧みることにより、次の活動に生かすよう努めるものとします。

(市による評価及び支援)

第16条 市は、市民の行うまちづくりについて、その活動を評価し、必要な支援を行います。

2 市長は、まちづくりに対する評価の基準を決めようとするときは、あらかじめ、第17条に定める協働によるまちづくり審議会の意見を聴きます。

○ 現状分析

市は、市民が取り組む活動が、公共の利益を生むまちづくり活動である場合、補助金の交付や地域貢献活動保険の整備、各種表彰制度による表彰、市の広報媒体を使った情報発信など、さまざまな方法で活動の支援を行っています。

しかし、少子・高齢化や定年延長等、さまざまな社会情勢の変化に伴い、まちづくり活動を続けていく上での課題やニーズは多様化・複雑化していることから、従来通りの支援だけではなく、より現状の課題やニーズに応じた適切な支援が求められています。

○ 取組方針

①適切な評価及び支援

協働によるまちづくりを推進する仕組み(1)～(3)の取組方針に示した支援等を通じ、市民が取り組むまちづくり活動を技術的、金銭的に支援していきます。

また、市の支援により、市民が取り組むまちづくり活動の自主性や自立性が失われないよう、活動の後押し等につながる適切かつ相応な支援を行います。

○ 成果指標と目標値

成果指標	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
ボランティア活動の支援など、市民が活動しやすい環境づくりに満足している市民の割合 ※まちづくり市民アンケート	6.0%	8.0%
成果指標の考え方		
①の取組方針に沿った事業や取組（支援自体を目的とした事業や取組はもちろん、市民が主体的に取り組むまちづくり活動に、市（行政）が一緒に取り組むことで、活動が進めやすくなるなど）を実践することで、市民が活動しやすい環境づくりに満足している市民の割合が高まっていくと考えます。		

※「一緒に取り組むまちづくり活動」について、P21に参考事例を掲載しています

参考事例編

参考事例編では、計画の策定に向けた各種会議等において、「計画を実践していくために、職員が理解を深める必要がある」等の意見をいただいた3つの内容について、実際の事例を通じて理解を深めることができるよう、本市における好事例を掲載しています。

目次

事例 1　円卓会議

事例 2　ビジネスの手法を取り入れたまちづくり活動

事例 3　一緒に取り組むまちづくり活動

事例 1 円卓会議

多様な主体がつながり、商店街の活性化に向けて話し合う場 『津田商店街を創る会 円卓会議』

この円卓会議は、平成30年に開催された「ふるさと佐伯を次世代につなぐ1パーセント戦略」の講演会をきっかけに、「津田商店街を昔のような活気のある商店街にしたい」という有志が集まり、商店街の活性化を話し合う場として開催されるようになりました。令和元年からは『津田商店街を創る会 円卓会議』として月1回開催され、令和7年10月には、記念すべき70回目を迎えた、地域に根付いた「円卓会議」になっています。現在、この会議には、商店街の事業者はもちろん、商工会や地域の学校、保育園、市の職員など、さまざまな人たちが参加し、それぞれの活動や地域の情報を共有したり、商店街を盛り上げるイベントなどについて話し合う中で、参加者同士のつながりや、新たな取組が生まれています。津田商店街はもちろん、地域全体を盛り上げる「協働によるまちづくり」の苗床のような場所になっている、「円卓会議」の好事例といえます。

【どんな取組が生まれたの？】

- 商店街を盛り上げるさまざまなイベント(マルシェ・空き店舗巡りツアー等)が生まれています。
- 商店街に新たな仲間(アップサイクルストアー・グローブ屋・パン屋・カフェ・雑貨屋・お好み焼き屋等)が増えました。
- 小学校とコラボして、学校や地域の魅力(小学校オープンスクール等)をPRしました。 など

【円卓会議が長く続いている理由は？】

- 互いの意見を否定せず、誰もが安心して参加し(出入り自由)、意見がいえます。
- 参加者が円になって座り、同じ立場で話し合い、協力しながら取組を進めています。
- 会議に参加する若い人たち、新しく地域にきた人たちを応援する雰囲気があります。 など

【市の職員はどんな役割を担ってるの？】

《立ち上げ当初》

- 軌道に乗るまでの間、人材育成塾を実施して人材発掘や育成、組織基盤づくりを支援したり、会議の司会、議事録の作成などの役割を担いました。

《現在》

- 開催に向けた地域への声かけや会場の調整、会議資料の準備、現場に来られない人へのZoom配信、議事の共有などの役割を担っています。



事例2

ビジネスの手法を取り入れた まちづくり活動

地域課題の解決に取り組む 助け愛グループ 『だんだんプラス』

『だんだんプラス』は大野地域を中心に、地域住民の困りごとを解決するために、有償でボランティア活動を行っている団体です。もともとは、地域のお茶の間サロン「だんだん」の活動をしている際、参加者からの「困った」という声をきっかけに立ち上がり、暮らしの中のちょっとした困りごとを、「地域住民がお互いに助け合おう」という精神のもとに活動しています。活動内容は主に口コミで地域に広がっていて、依頼者のほとんどは高齢者です。依頼者が気を遣わずに相談ができるよう、敢えて30分300円（機材費等は別）という低額な基本料金を設定し、草取りや掃除、買い物支援や話し相手など、地域の人たちの要望に応じて、さまざまなサービスを行っています。立ち上げ当初は4人だったメンバーは徐々に増え、今では50代から70代までの10人程度の人たちが、仲良く活動しています。地域課題の解決に、ビジネスの手法を効果的に取り入れている、まちづくり活動の好事例です。

【有償ボランティア『だんだんプラス』の魅力とは？】

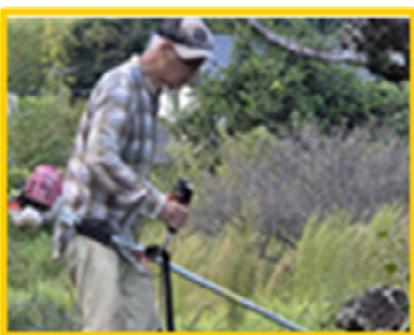
- 依頼者は、低額でもお金を払うので、気を遣わずに相談ができます。
- 依頼の際に事務的な手続きが少ないため、急な依頼にも素早く対応できます。
- 活動者の顔が見えるので、依頼者が安心して依頼できます。 など

【どうして活動を続けられるの？】

- 活動者同士の仲が良く、楽しく活動できています（楽しんで活動することが一番！）。
- 地域には自分たちが必要だという使命感とプライドがあります。
- 地域の人たちが喜んでくれて、受け入れてられています。しかも自分たちの健康維持にもつながっています。 など

【市はどのように関わっているの？】

- 日常生活の中で、市の制度だけでは対応が難しい相談に対し、『だんだんプラス』の紹介をしています。
- 活動の支援につながるよう、運営に必要な物品の購入や通信費に当てることができる補助金を交付しています。



最も依頼の多い草刈りの様子。多いときにはゴミ袋50袋分になることも！

事例3 一緒に取り組むまちづくり活動

人と人とのつながりを育むまちづくり活動 『何にもしない合宿（宮内地区）』

『何にもしない合宿』は、夕飯や入浴を済ませたこどもたちが、学校の体育館や市民センターなどに集まり、消灯時間まで自由に遊び、寝て、朝になら解散するという合宿です。大人は、こどもたちの様子を見守るだけで、特別なことは「何にもしない」のが特徴です。運営する大人の負担を極力減らし、定期的に合宿を開催することで、人と人が出会うきっかけが生まれ、地域に「顔見知り」や「知り合い」、「挨拶」が増えていく。そんな「心地よく暮らし合えるまち」、「地域の社会教育」の土壤をつくることを目的とした合宿です。もともと静岡県裾野市ではじまった合宿ですが、宮内地区では、地域の人たちの「地元でもやりたい」という思いのもと、地域と学校が「活動の目的」を共有し、宮内小学校区地域学校協働本部（地域と学校が一体となってこどもの学びや成長を支える組織）が主催となり、小学校の協力（小学校でのチラシ配付や施設の使用、開催に向けた助言等）を受けながら、地域が主体的に運営する合宿として、令和6年6月にスタートしました。現在でも、月1回合宿を開催しており、合宿を通じて知り合った人たちの間に自然な挨拶が生まれ、こどもたちの新たな居場所づくりにもつながるなど、地域によい変化が生まれてきています。地域と学校が手を取り合い、効果的に進められている、まちづくり活動の好事例です。

【学校と一緒に取り組むことで、活動を進めやすくなっている点とは？】

- 児童や保護者へ合宿の情報を提供しやすく、安心感も増すため、参加者が集まりやすいです。
- 学校支援ボランティア等、地域の多様な活動者が、運営スタッフとして関わることができます。
- 合宿に最適な学校施設（体育館や多目的教室など）を使用することができます。など

【『何にもしない合宿（宮内地区）』から学ぶ、まちづくり活動の推進に大切なこと】

《つながり・信頼関係》

○この合宿は、日頃からつながりのある地域の人たちやコミュニティ、団体、小学校等が、「活動の目的」を理解し合い、連携・協力することで実現しています。市民同士、市民と市（行政）が、思いを共有したり、一緒にまちづくりを進めていくためには、継続的な「つながり」や、そこから生まれる「信頼関係」の土台があることが、大切な要素になります。

《地域資源を生かす》

○この合宿は、地域の人たちが主体的に運営を行い、学校は、活動をはじめたり続けていくために必要な環境を整えるなど、それぞれが役割を分担しながら、一体的に進められています。このように、市民と市（行政）が一緒に取り組み、市民の力、市民と市が有するネットワーク、公共施設等、さまざまな「地域資源」を共有することが、「まちづくり活動」を推し進めるための、大切な要素になります。



資料編

資料編では、第4期廿日市市協働によるまちづくり推進計画の策定のプロセスや関連資料等を掲載しています。

目次

- 1 第4期協働によるまちづくり推進計画ができるまで
- 2 推進計画策定までに行われた会議等
- 3 未来への提案
- 4 まちづくり活動団体等アンケート

1 第4期協働によるまちづくり推進計画ができるまで

実施日	主な内容等
令和6年 11月13日～ 12月 6日	○ まちづくり活動団体等アンケート 〔回答〕152団体 ・廿日市市市民活動ネットワーク登録団体 ・市内に主たる事業所の住所を置くNPO法人 等
令和7年 3月17日	○ 協働によるまちづくり審議会 〔議題〕協働によるまちづくりの実施状況について
4月27日	○ 第1回協働によるまちづくり推進計画策定委員会 〔議題〕協働によるまちづくりの現状について ○ 第2回協働によるまちづくり推進計画策定委員会 〔議題〕協働によるまちづくりを推進するために 特に強化すべき取組について
6月23日	○ 協働によるまちづくり推進計画職員ワーキング 〔議題〕第4期推進計画における取組方針や成果指標等 について
7月31日	○ 第3回協働によるまちづくり推進計画策定委員会 〔議題〕第4期推進計画素案（仮）について
8月22日	○ 協働によるまちづくり審議会 〔議題〕 ・協働によるまちづくりの総合的評価について ・第4期推進計画素案について
11月28日	○ 協働によるまちづくり審議会 〔議題〕第4期推進計画（案）について
12月11日	○ 廿日市市議会説明 第4期推進計画（案）について
令和7～令和8年 12月～1月	○ パブリックコメント
令和8年 3月（予定）	○ 協働によるまちづくり審議会 〔議題案〕第4期推進計画について

2 推進計画策定までに行われた会議等

(1) 協働によるまちづくり審議会

協働によるまちづくりを確実に推進していくため、廿日市市協働によるまちづくり基本条例に基づき、協働によるまちづくり審議会を設置しています。

審議会では、本市における協働によるまちづくりの推進状況や第4期協働によるまちづくり推進計画の内容等について審議しました。

	委員氏名	所 属 等	備考
1	石川 夏香	公 募	
2	金子 史子	公 募	
3	佐々木 こひな	公 募	
4	早川 幸江	公 募	
5	村上 恒子	公 募	
6	吉田 麗	公 募	
7	林田 隆幸	まちづくり活動団体推薦（廿日市市町内会連合会）	
8	二宮 理	まちづくり活動団体推薦（浅原の未来を創る会）	
9	山崎 幸	まちづくり活動団体推薦（コミュニティよしわ）	
10	森川 克己	まちづくり活動団体推薦（大野区長連合会）	
11	蒲田 智美	まちづくり活動団体推薦（宮島地域コミュニティ推進協議会）	
12	児玉 貴広	廿日市商工会議所	
13	太泰 淑史	廿日市市国際交流協会	副会長
14	手島 洋	県立広島大学保健福祉学部	
15	山川 肖美	広島修道大学人文学部	会長

(2) 協働によるまちづくり推進計画 策定委員会・職員ワーキング

第1回 協働によるまちづくり推進計画策定委員会

第4期協働によるまちづくり推進計画の策定にあたり、市民の意見等を反映させるために策定委員会を設置しました。

第1回策定委員会では「協働によるまちづくりの現状の共有」として、グループに分かれて「協働」で取り組んでいる活動事例や「協働」の手法を取り入れて活動したことで生まれた効果等について情報交換をしました。その後、「協働」をさらに一步進めるために必要だと感じることや今後の課題などについて意見を出し合いました。



第2回 協働によるまちづくり推進計画策定委員会



第2回策定委員会では、まちづくりの現状や課題などを踏まえながら、協働によるまちづくりを推進するためには、行政や市民等が取り組んだらいいこと、それぞれが取り組みを実践することで生まれる変化などについて意見を出し合いました。

協働によるまちづくり推進計画職員ワーキング

市職員によるワーキングでは、複数の部署の職員が集まり、協働によるまちづくりを推進するために、第4期推進計画における市としての取組や成果指標等について、これまでに実施したまちづくり活動団体等アンケートの調査結果や策定委員会での意見なども踏まえながら、意見を出し合いました。



第3回 協働によるまちづくり推進計画策定委員会



第3回策定委員会では、各種調査結果やこれまでに開催された策定委員会や職員ワーキングで出た意見等を踏まえて作成された計画素案(仮)について、「取組方針」や「成果指標」など記載されている内容を確認し、計画をさらにブランディングアップするために意見を出し合いました。

3 未来への提案～策定に向けて開催した各種会議等における貴重な意見～

計画の策定のために開催した策定委員会や職員ワーキング等では多くの意見をいたしました。

いただいた意見のすべてを計画の本編に反映させることはできなかったものの、今後の本市の協働によるまちづくりを推進していくための貴重な意見として、4つの「協働によるまちづくりを推進する仕組み」ごとにまとめています。

協働によるまちづくりを推進する仕組み (1) 特性を生かしたまちづくり

まちづくりの拠点の体制及び環境整備 (ソフト及びハード)

- ・施設のバリアフリー化の推進
- ・まちづくり拠点の相互連携、情報共有の強化
- ・子どもが集える場所にする
- ・市職員が他の所属の仕事を知る
- ・市民センターや市民活動センターに市民が気軽に立ち寄れる環境を整える
- ・市民センター、市民活動センターのあり方を点検し、機能や役割を果たす
- ・市民センター、市民活動センター、支所、担当課との連携を強化する

円卓会議の推進

- ・円卓会議について知らない人のために、意義・意図を庁内外に周知する
- ・地域の会議を支えられるよう職員がファシリテーションスキルを身につける
- ・参加者の役割をはっきりさせる
- ・円卓会議で出た課題への対応やフィードバックが重要
- ・円卓会議の考え方や効果的な運営方法等のノウハウを習得する研修を行う

ビジネスの手法を取り入れた まちづくり活動の推進

- ・コミュニティビジネスや有償ボランティアなどを取組事例を共有・周知する
- ・地域と学校が連携し、キャリア教育を実施する
- ・コミュニティビジネスという言葉を浸透させるための発信を行う
- ・地域課題の洗い出しと優先順位の設定
- ・市内の実践例を発掘し、モデルケースとしての支援や事例としての紹介を行う
- ・資金調達、法人化など持続可能な運営の手法を学ぶ機会を設ける

協働によるまちづくりを推進する仕組み (2) 情報発信による信頼関係づくり

受け手の立場に立った情報発信・

共有の推進

- ・情報を伝えたいターゲットを明確にして情報発信する
- ・受け手がほしい情報を把握するための仕組みづくり
- ・情報発信手段の選択が必要
- ・色々な媒体を効果的に使う
- ・情報発信のスキル習得や専門家に相談できる機会の充実
- ・行政、まちづくり活動団体、市民、事業者、学校等が情報交換できる場づくり

協働によるまちづくりを推進する仕組み (3) 人づくり

市民相互の学び合いへの支援

- ・市民と職員が共に学び合い、互いを高められる環境が必要
- ・出張公民館の実施
- ・やりたい人とやってもらいたい人をマッチングする掲示板などを作る

誰もがまちづくりに参加・参画

しやすい環境づくり

- ・「組織と組織」の支援だけでなく、「個人と個人」のつながりづくりも支援する
- ・人権尊重、障害への理解
- ・市民活動の核となる人材の育成
- ・既存団体の取組や意識を変えていく
- ・地区の情報を見える化する
- ・若い世代や働く人が関わりやすい工夫
- ・後継人材や担い手・支え手の発掘、まちづくり活動団体とのマッチング
- ・まちづくりに参加しやすくなるコーディネートや声かけ、マッチングなどの仕掛け

子どもや若者の地域への愛着と誇りの醸成

- ・学校のカリキュラムに廿日市市のこと学び、愛着を持てるような学科を設ける
- ・子どもや若者主体で地域づくりをする
- ・親子でできるイベントの開催
- ・市が地域と子どもをつなげる
- ・子どもや青少年育成の活動と文化・芸術・スポーツ、まちづくり等の分野が結びつきを深める

協働によるまちづくりの担い手

としてふさわしい職員の育成

- ・府内での連携の強化（地域の課題解決を考える際には他部署の職員も集めるなど）
- ・職員が地域の人を知る（職員が現場に出られる体制づくり）
- ・職員も一市民として地域活動に参画意欲のある人を育てる
- ・本庁職員が支所勤務を経験する仕組みづくり

適切な評価及び支援

- ・活動をしている子どもや若者を評価する（学校での表彰など）
- ・活動の足りない部分を分析し、補うことができる手法や支援者を紹介する
- ・活動が公益性に寄与するか分析し、周知する
- ・地域の安全、防災など、市民の暮らしや命を守るまちづくり活動の支援
- ・協働によるまちづくりの基本原則の継続的な周知
- ・まちづくり活動への幅広い参加を促進する仕組みづくり
- ・多様な主体におけるまちづくり活動や地域貢献活動、ボランティア活動等をつなぐ

4 まちづくり活動団体等アンケート調査

本計画の策定にあたり、市内のまちづくり活動団体等を対象にアンケート調査を実施し、まちづくりに関わる団体の調査協力を得て、廿日市市のまちづくり活動全体の実態や進捗状況、変化等について、調査結果から読み取れる内容を分析し、計画策定の基礎資料としました。

＜調査の概要＞

(1) 調査目的

協働によるまちづくりの推進に向けた「第4期計画（令和8年度～令和12年度）」策定の基礎資料とするため

(2) 調査対象

- ・廿日市市市民活動センター登録団体
- ・本市に主たる事務所の住所を置くNPO法人等

(3) 調査方法

各団体にアンケート用紙を送付（郵送調査）

(4) 調査時期

令和6年11月13日～12月6日

(5) 調査項目

- ・団体の基本情報
- ・活動について
- ・コミュニティビジネスについて
- ・人づくりについて
- ・廿日市市の協働によるまちづくりについて

(6) 配布・回収状況

配布数 199件、回収数 152件（回収率 76.4%）

<調査結果>

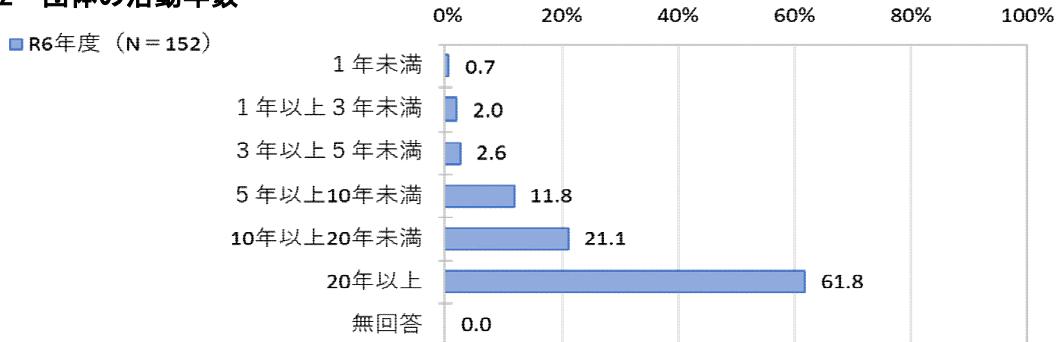
— 調査結果の表示方法 —

- ・特記しない限り回答数 (N=152) に対する割合 (%) を算出しています。
- ・選択肢ごとの割合 (%) は、小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを表示しているため、全ての選択肢の割合の合計が 100% にならない場合があります。
- ・複数回答設問においては、全ての選択肢の件数の合計が回答数と一致しないほか、全ての選択肢の割合の合計が 100% を超える場合があります。
- ・グラフでは、選択肢の語句の表現を省略している場合があります。
- ・前回調査（令和 2 年 4 月実施、N=152）との比較を行っています。

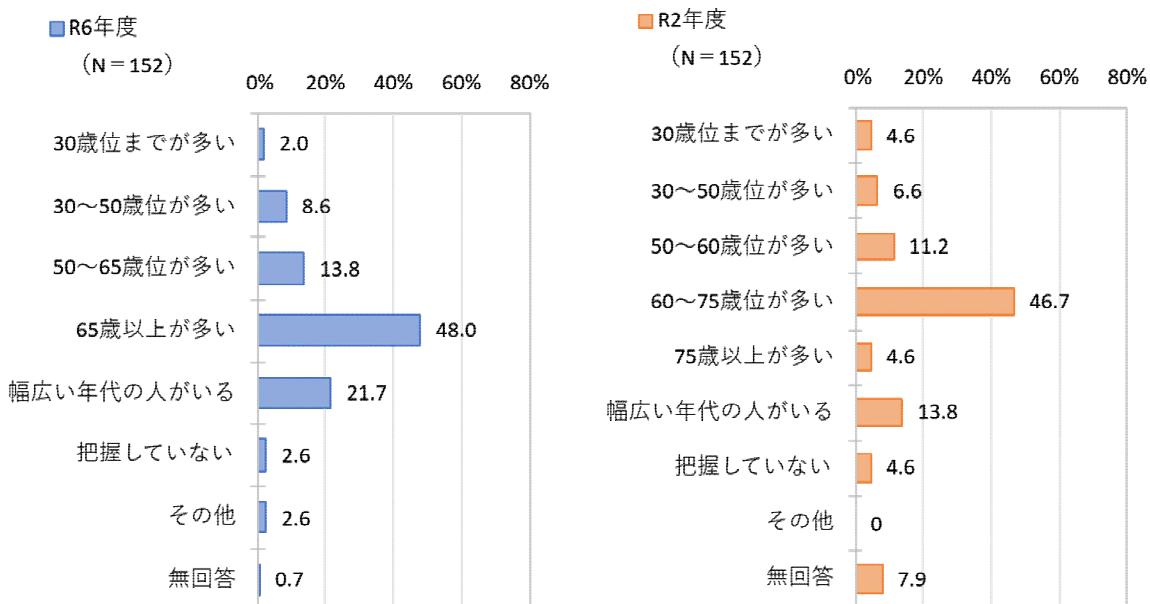
1. 団体の基本情報等

問 1 団体名（省略）

問 2 団体の活動年数



問 3 会員の年齢構成



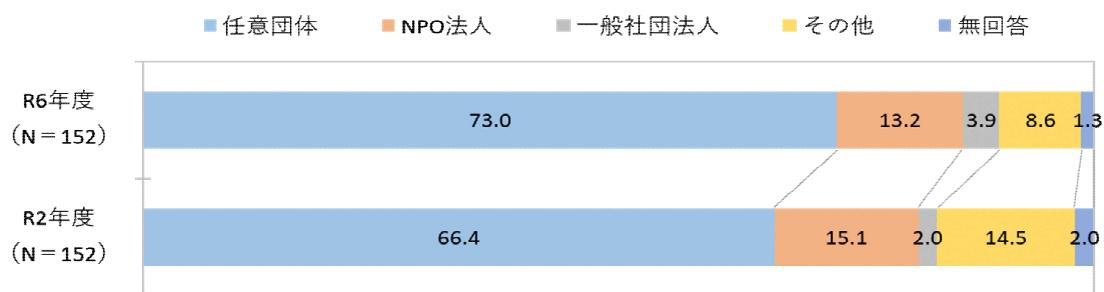
※前回調査との比較

【変更点】選択肢の変更

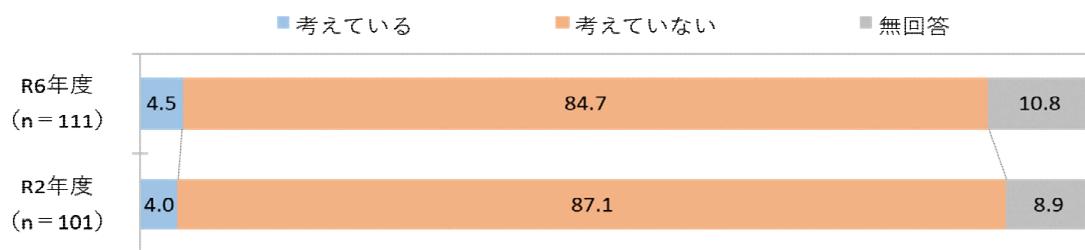
【理由】定年延長等による年齢幅の調整

問4 団体の種別等

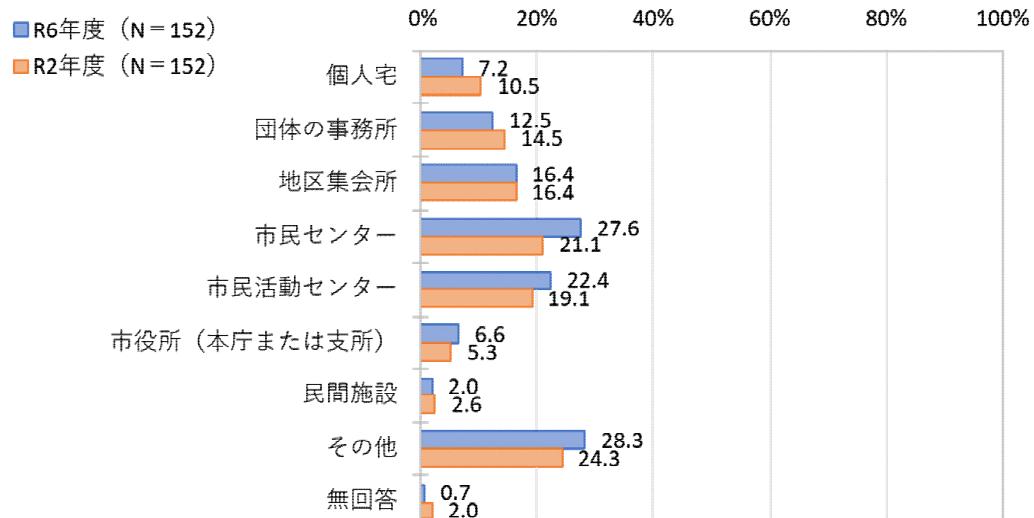
1) 団体の種別



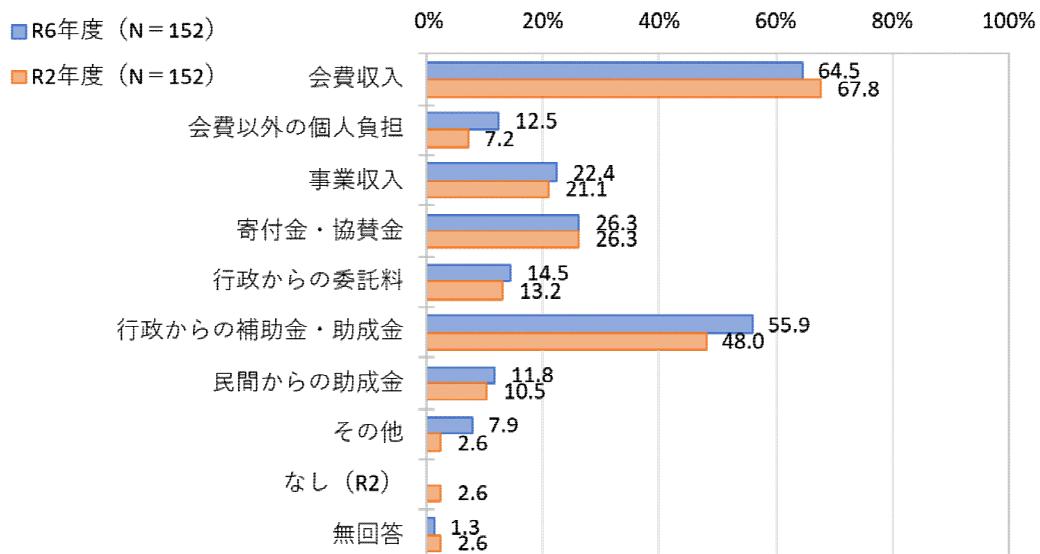
2) 今後の法人化の考え方 (任意団体のみ回答)



問5 主な活動場所 (複数回答可)

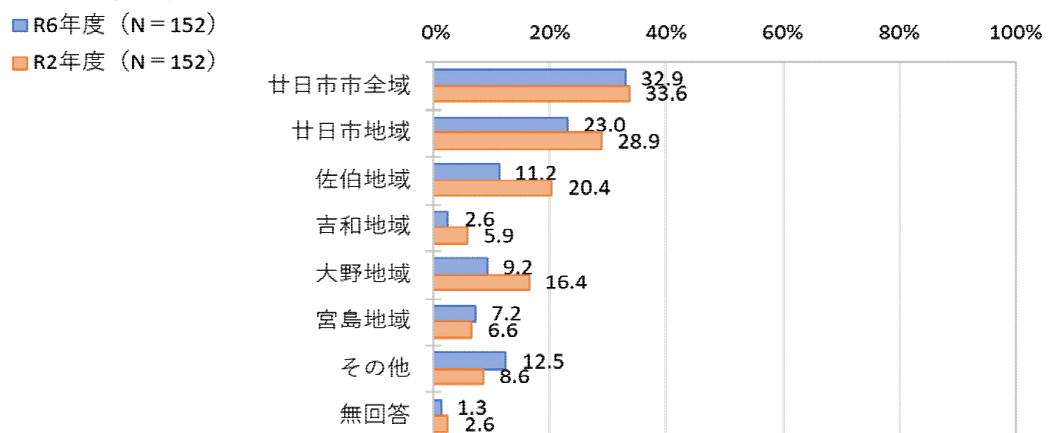


問6 団体の収入源 (複数回答可)



2. 活動について

問7 主な活動地域

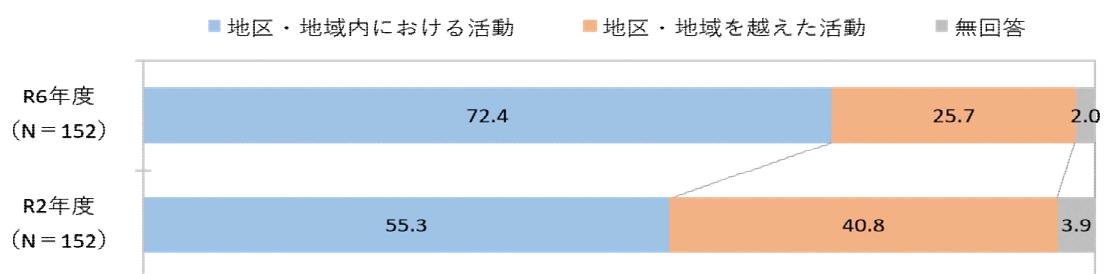


※前回調査との比較

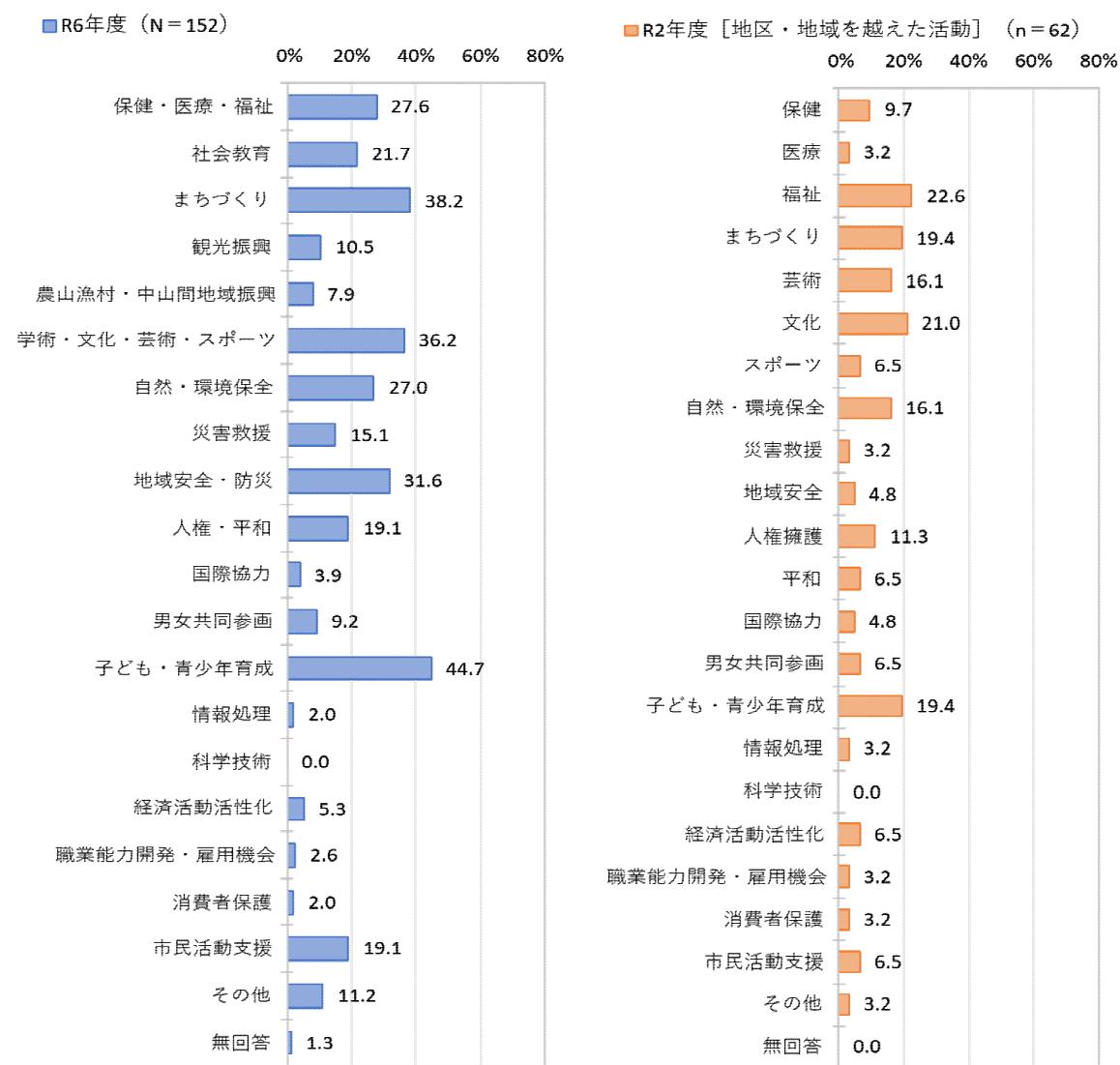
【変更点】複数回答から単数回答へ変更

【理由】「主な」活動地域を把握するため

問8 活動の範囲



問9 活動分野（複数回答可）

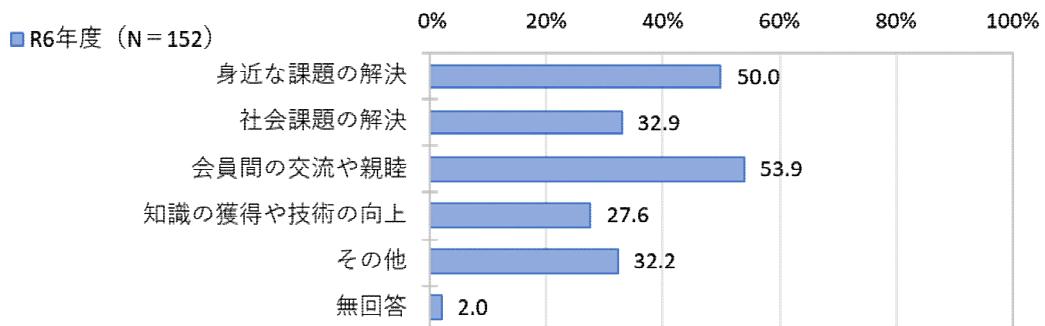


※前回調査との比較

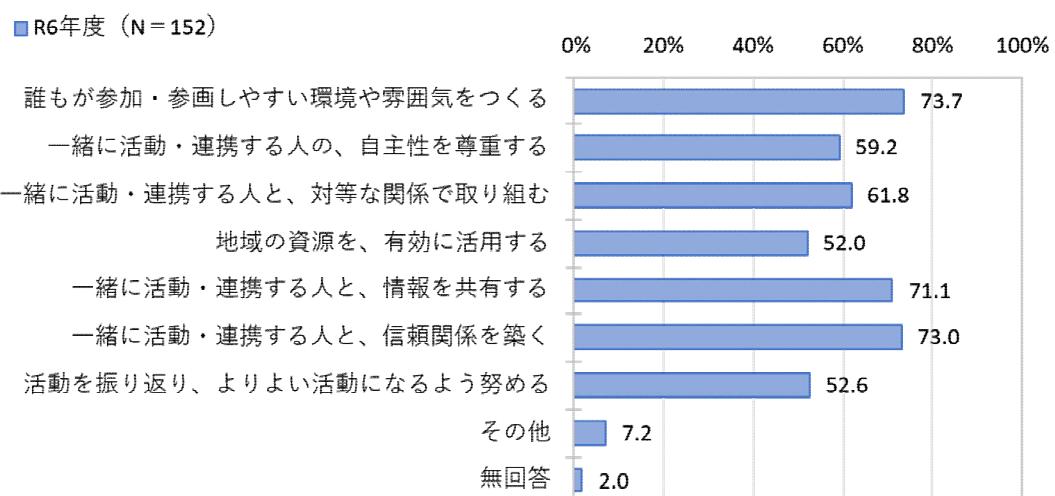
【変更点】一部団体回答から全団体回答へ変更

【理由】全団体の活動内容を把握するため

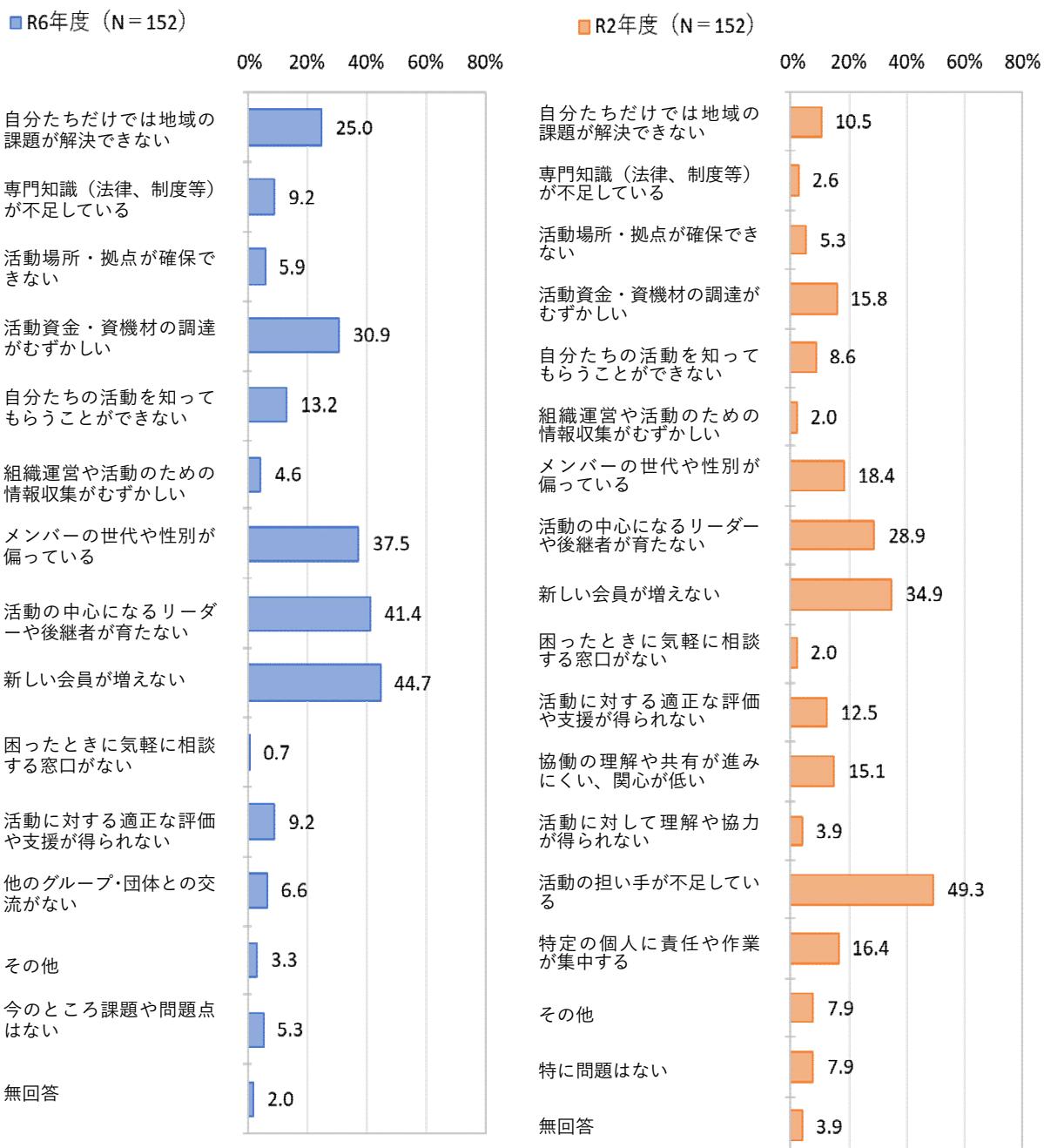
問10 活動目的（複数回答可）



問11 活動をする際の意識（協働によるまちづくりの基本原則）（複数回答可）



問12 活動を行う上で課題（複数回答可）

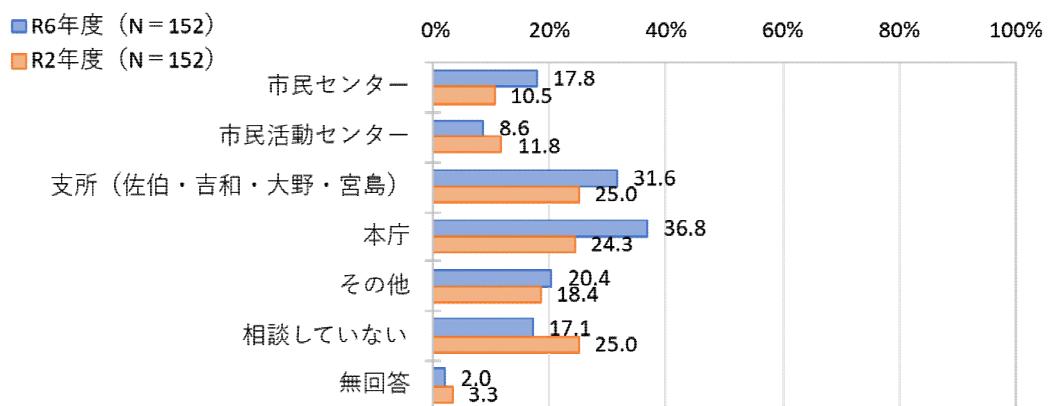


※前回調査との比較

【変更点】選択肢の変更

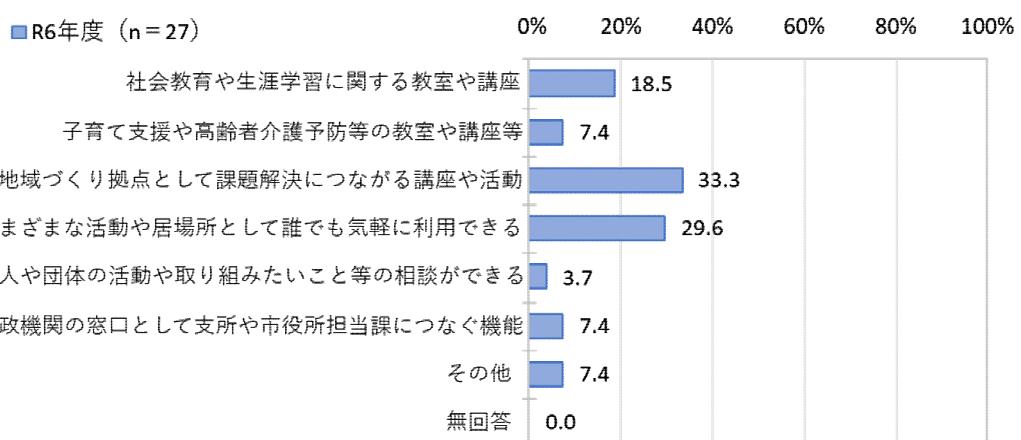
【理由】類似する選択肢を削り、把握したい選択肢を追加したため

問13 活動や運営に関する相談先 (複数回答可)

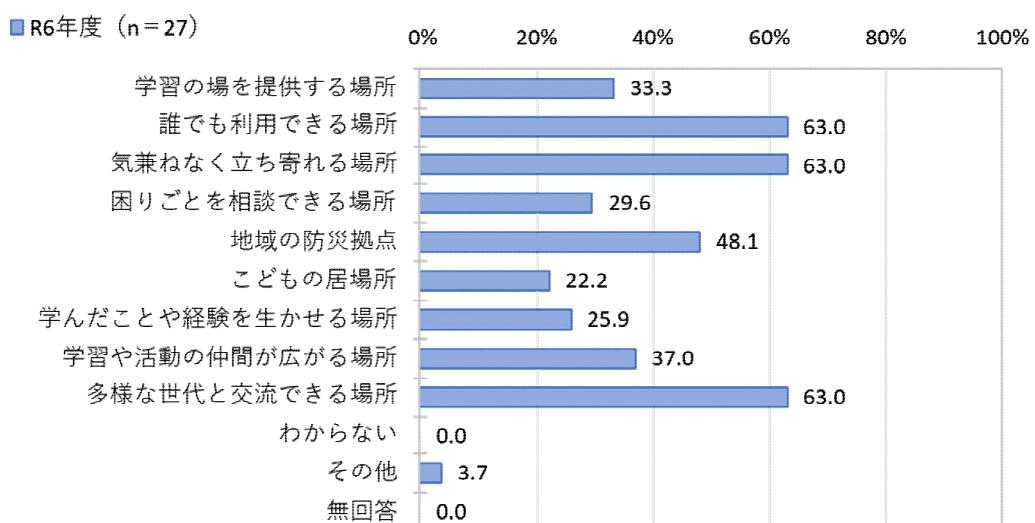


問14 市民センターについて

1) これからの市民センターの機能・役割への期待 (複数回答可)

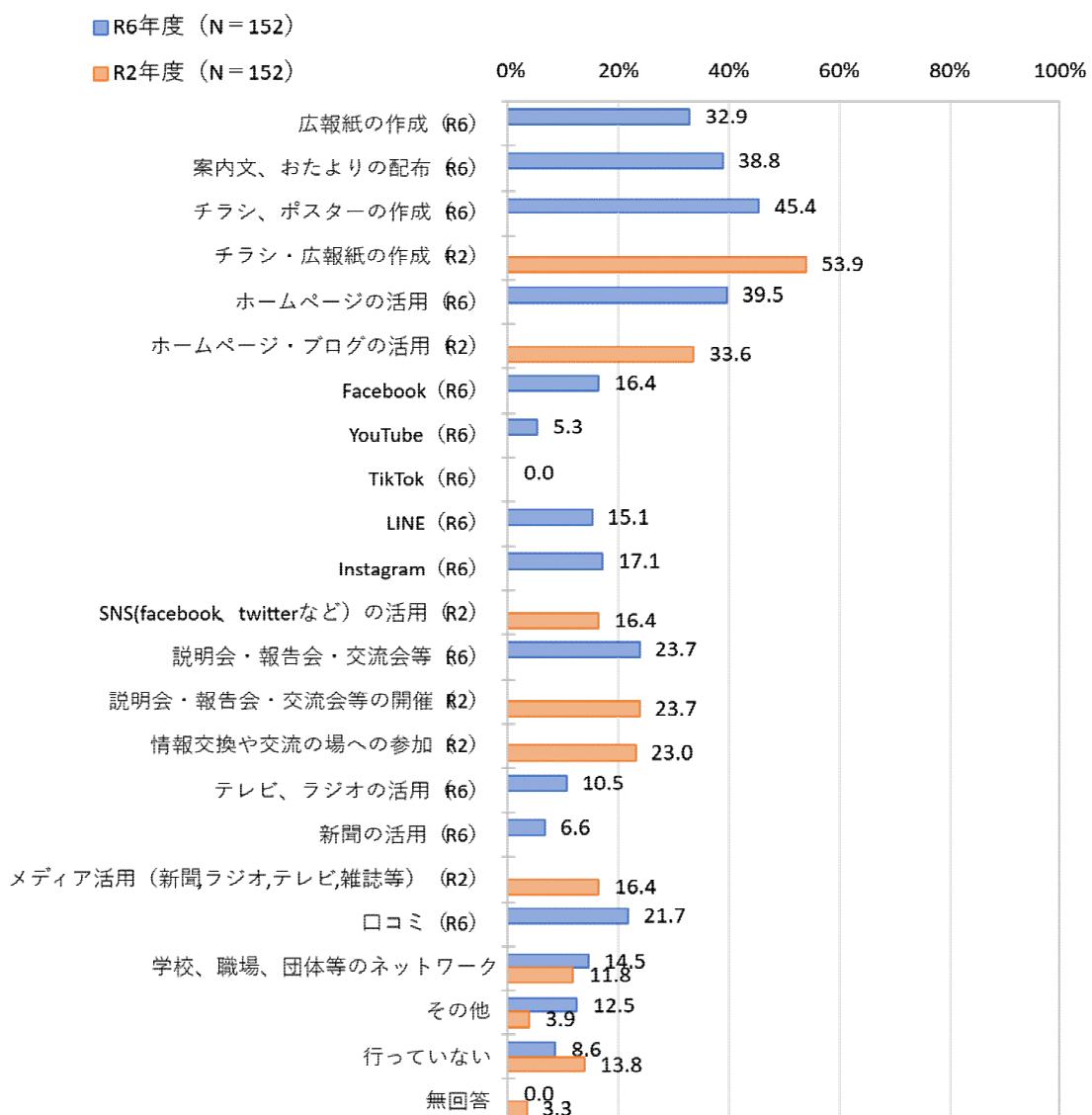


2) これからの市民センターの姿 (複数回答可)



問15 情報発信について

1) 組織や活動の情報発信方法 (複数回答可)

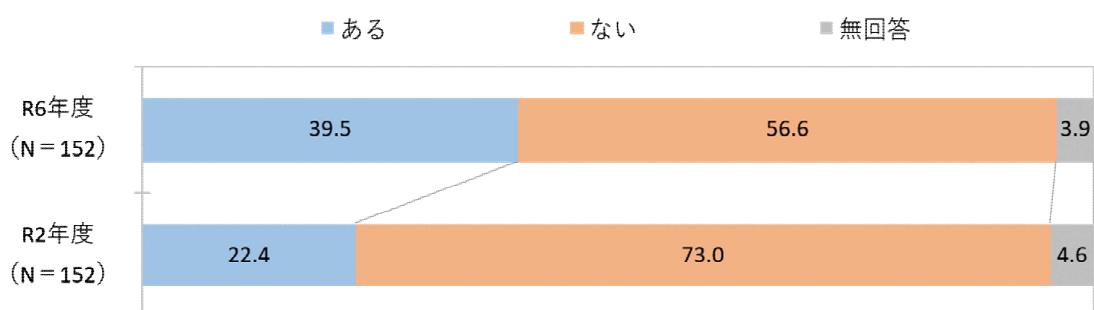


※前回調査との比較

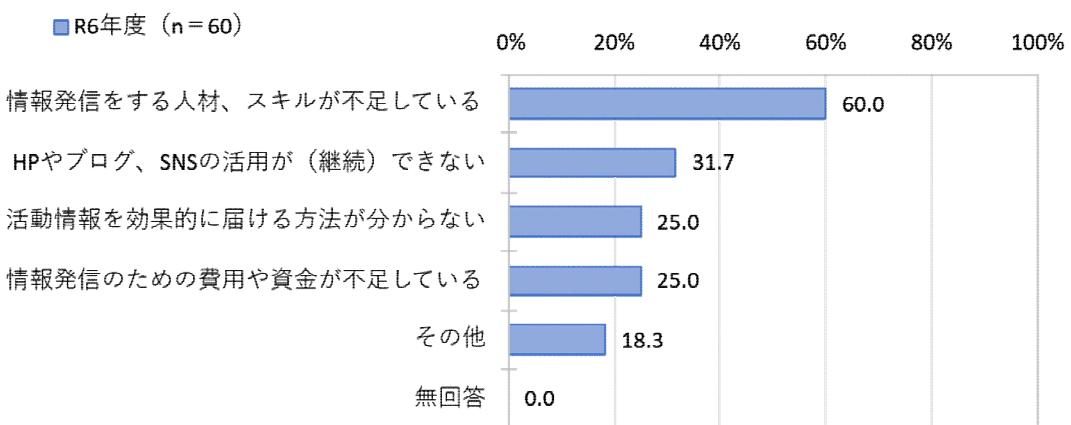
【変更点】選択肢の変更

【理由】SNSを細分化し、把握したい選択肢を追加したため

2) 現在、情報発信について困っていることや課題の有無



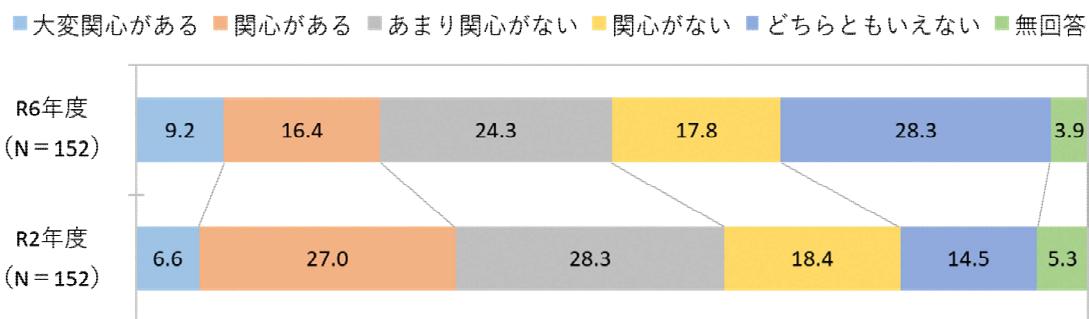
3) 現在、情報発信について困っている内容（複数回答可）



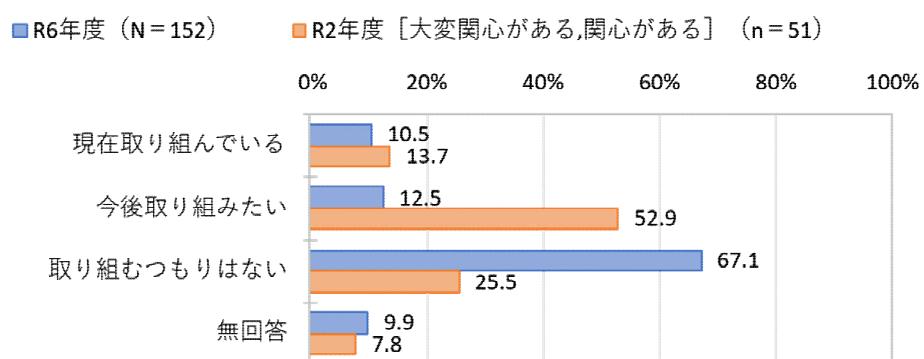
3. コミュニティビジネスについて

問16 「コミュニティビジネス」について

1) 「コミュニティビジネス」への関心度



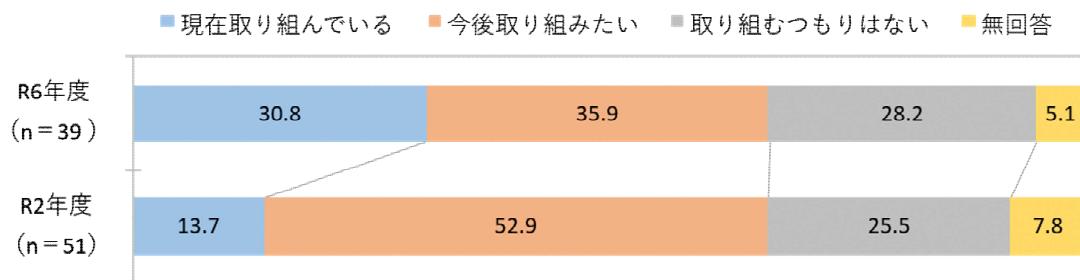
2) 「コミュニティビジネス」への取組状況と今後の意向（複数回答可）



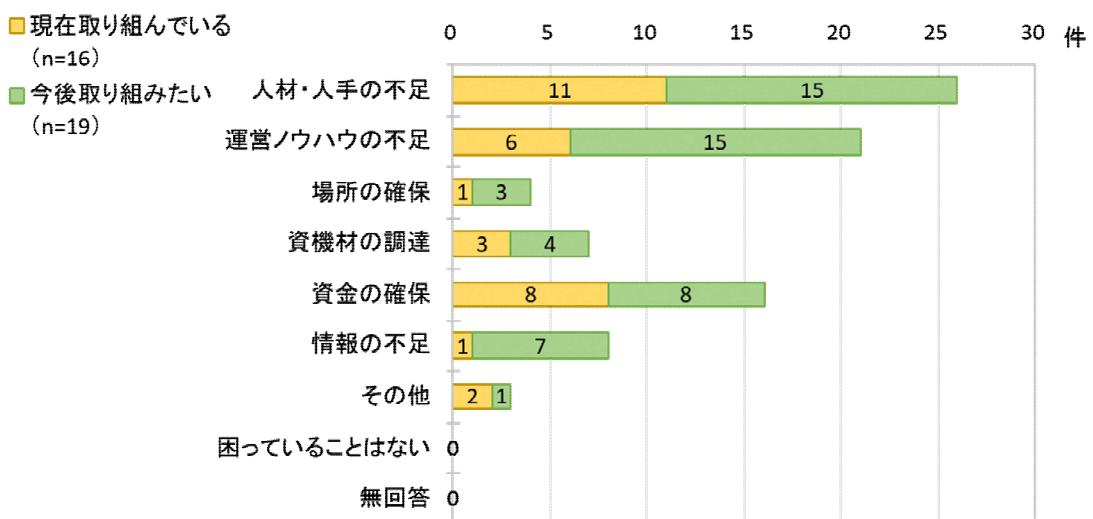
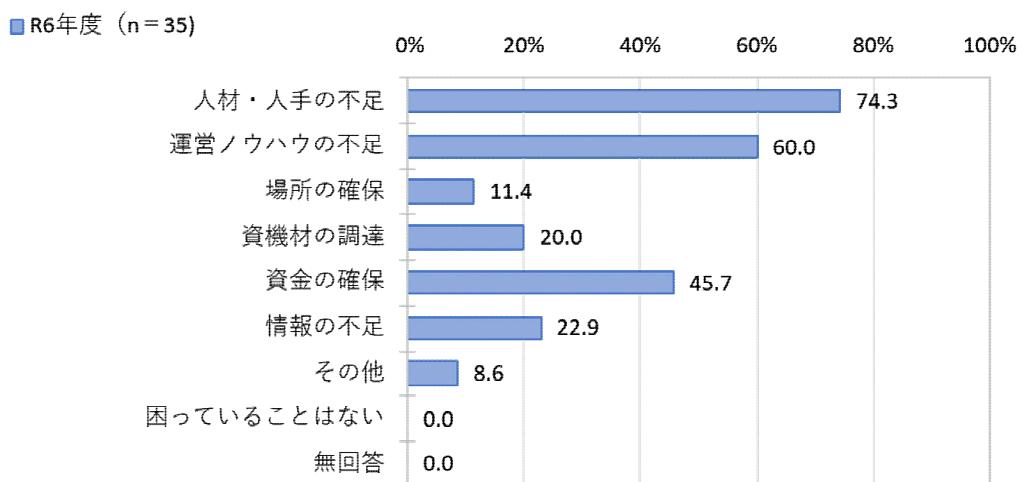
※前回調査との比較

【変更点】一部団体回答から全団体回答へ変更
【理由】全団体の方向性を正確に把握するため

※コミュニティビジネスに『関心がある』（「大変関心がある」「関心がある」を合計）のみ抽出



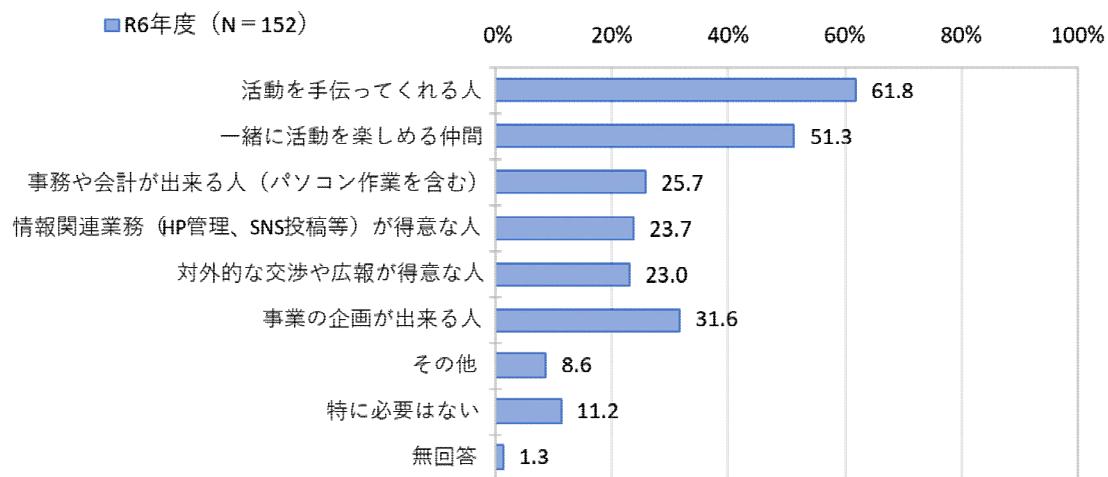
3) 「コミュニティビジネス」を進める上で困っていること（複数回答可）



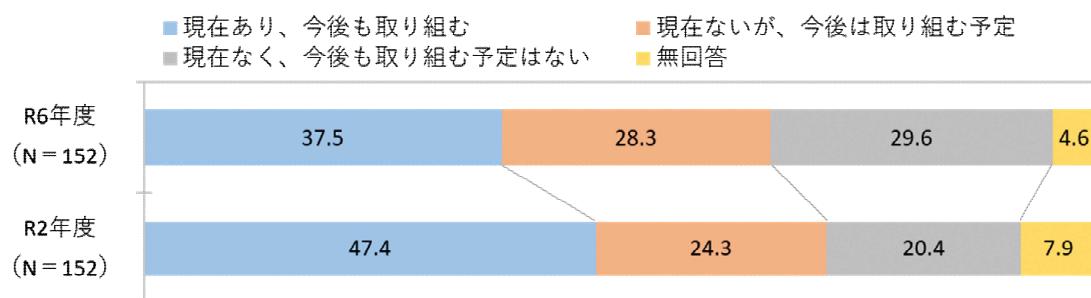
4. 人づくりについて

問17 人材確保や人材育成等について

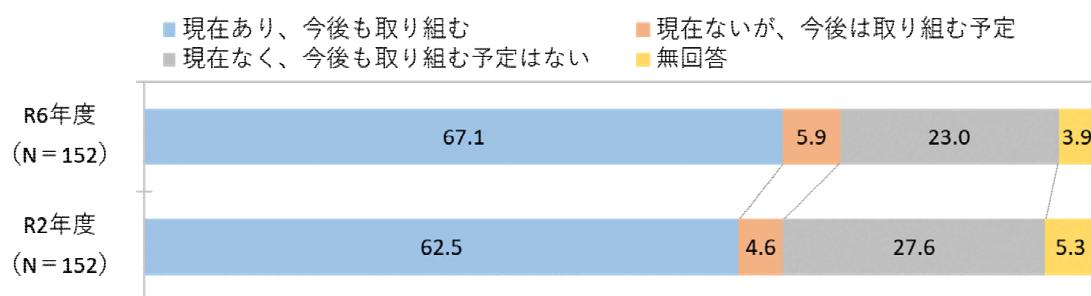
1) 現在、必要としている人材 (複数回答可)



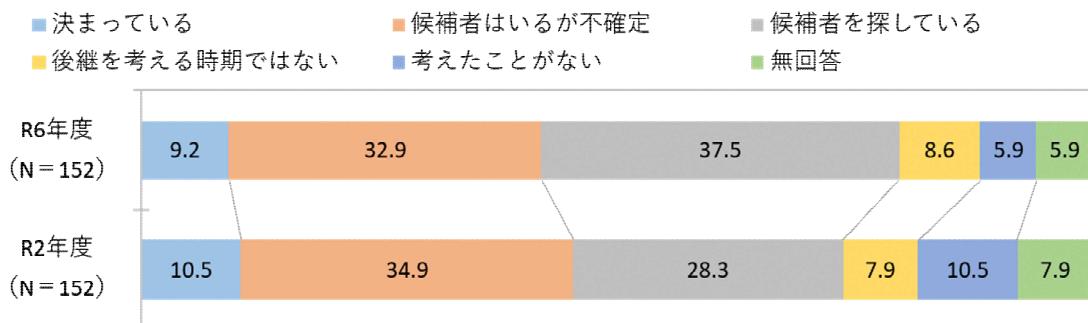
2) 担い手・支え手を呼び込むための取組状況と今後の取組意向



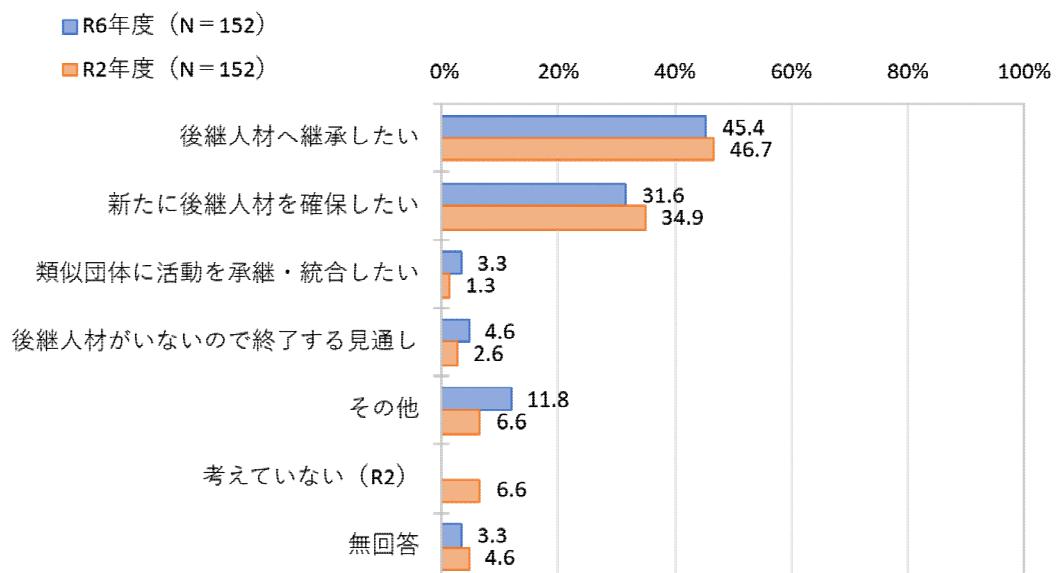
3) 子ども、若者が参加する活動の取組状況と今後の取組意向



問18 活動の後継人材の有無



問19 今後の組織・活動の継承についての考え方

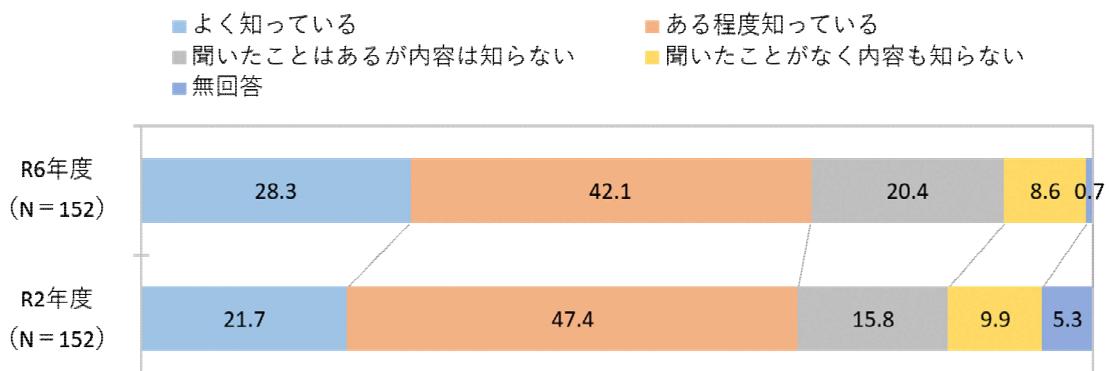


※前回調査との比較

【変更点】複数回答から単数回答へ変更
【理由】団体の方向性を正確に把握するため

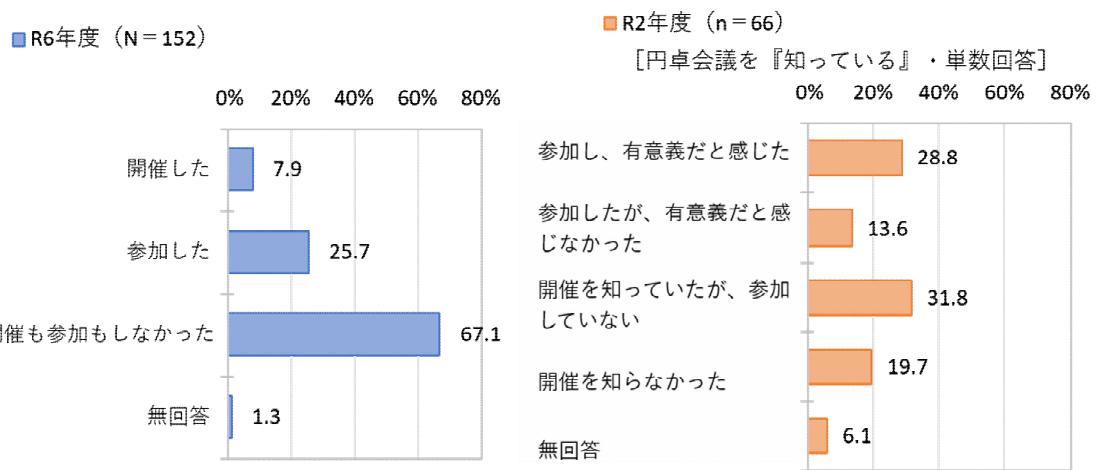
5. 甘日市市の協働によるまちづくりについて

問20 「協働」についての認知度



問21 「円卓会議」について

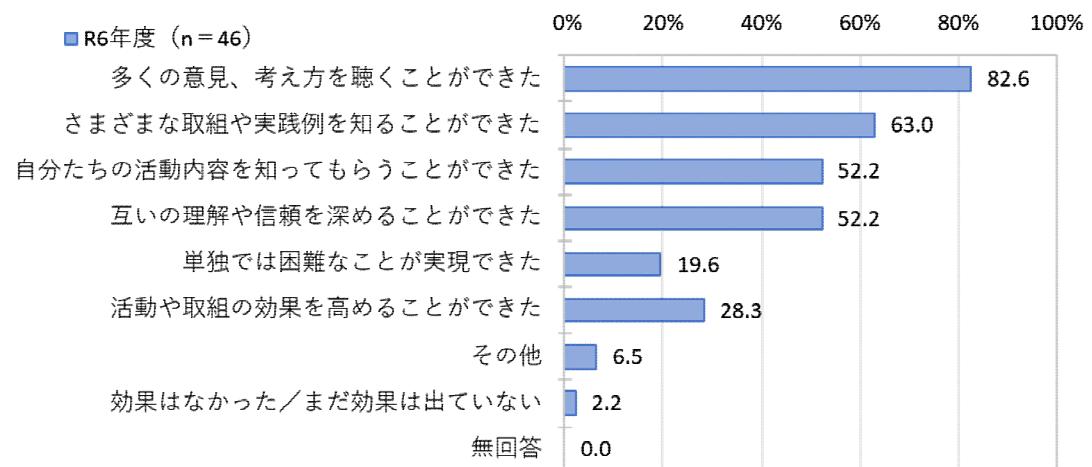
1) この1年間の「円卓会議」の開催、参加の状況



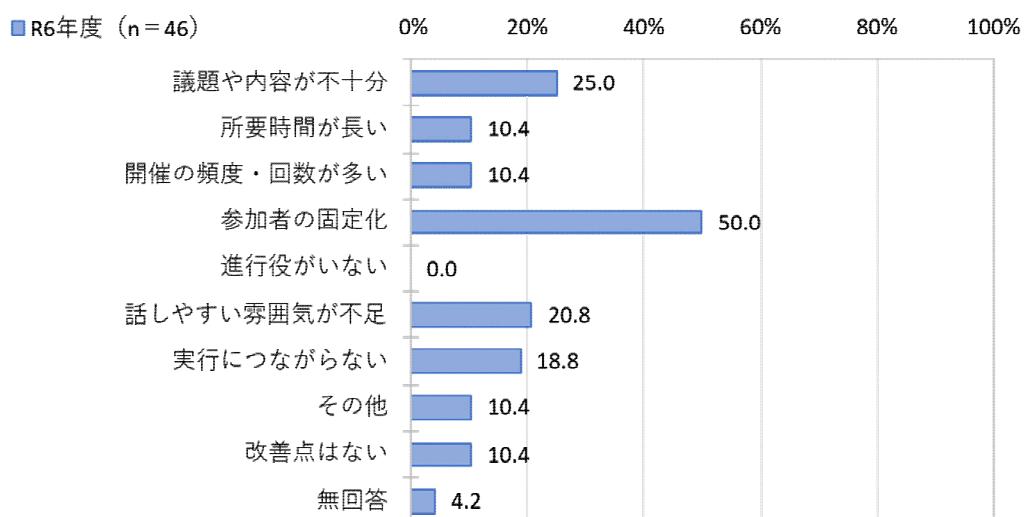
※前回調査との比較

【変更点】一部団体回答から全団体回答へ変更
【理由】全団体の現状を把握するため

2) 開催または参加した「円卓会議」の効果

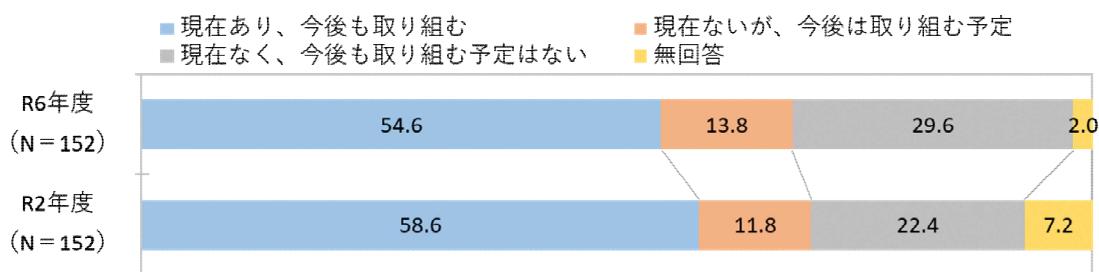


3) 開催または参加した「円卓会議」の改善点



問22 多様な主体との関わり（協働で取り組む機会）について

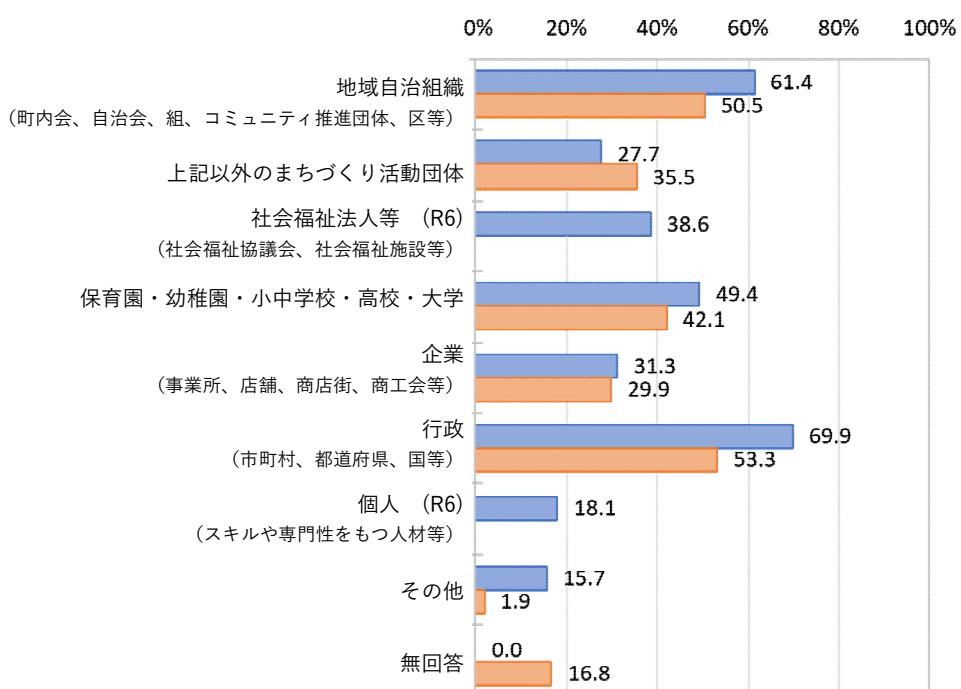
1) 他の主体との関わりの状況と今後の意向



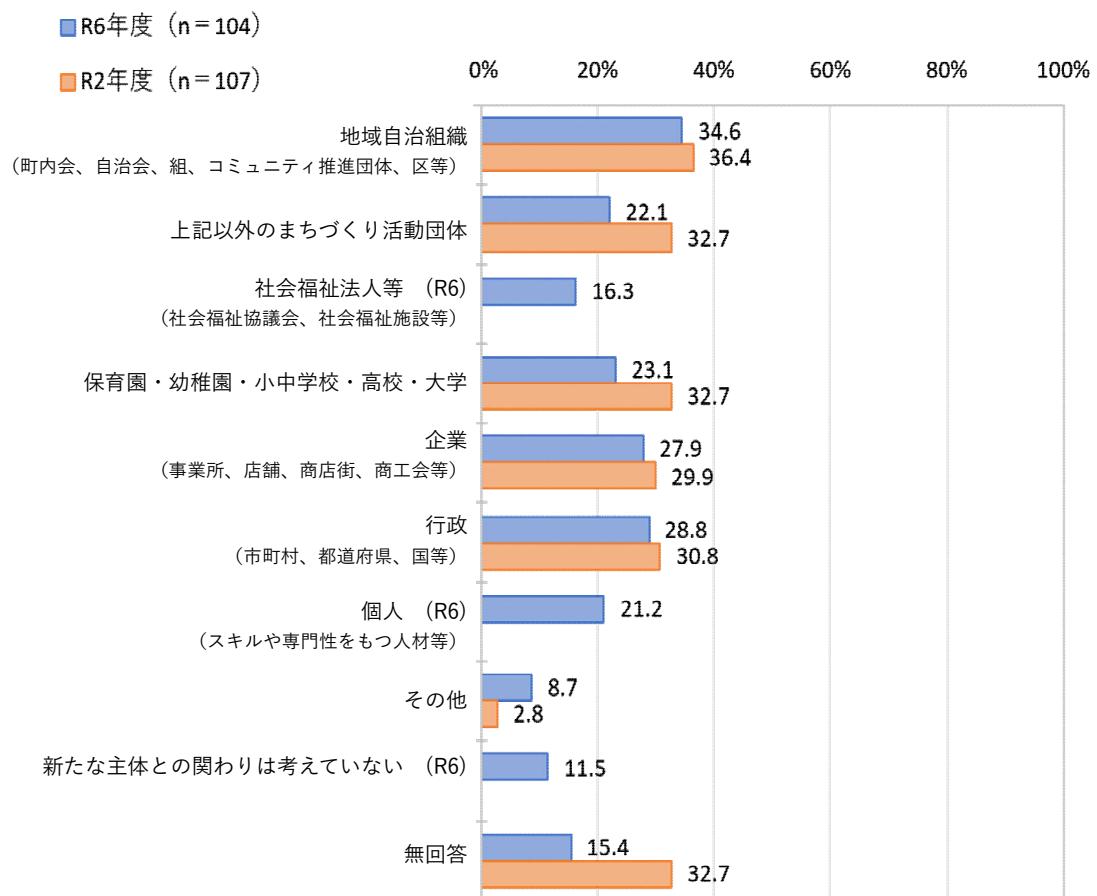
2) 現在、活動において関わりがある主体（複数回答可）

■ R6年度 [現在あり,今後も取り組む] (n=83)

■ R2年度 [現在あり,今後も取り組む、現在ないが,今後は取り組む予定] (n=107)



3) 今後、活動において新たに関わりをもちたい主体（複数回答可）



問23 他の主体と関わる際、行政に特に期待すること、求めるごと（複数回答可）

